

ただいまから令和 8 年第 3 回世田谷区議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程の通りであります。

まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 79 条の規定により、7 番藤井真奈議員 36 番穴戸三郎議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日から 10 月 20 日までの 36 日間とすることにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。

よって、会期は 36 日間と決定いたしました。

次に、区長から招集の挨拶の申し出があります。

保坂区長令和 8 年第 3 回世田谷区議会定例会に当たり、区議会議員並びに区民の皆様にご挨拶を申し上げます。

初めに、7 月 28 日に発生した。

令和 8 年熊本地震並びに 8 月に発生した令和 8 年 8 月千葉豪雨を初め日本各地で記録的な大雨による甚大な被害が生じました。

区ではこれらの災害により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

とともに被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

区では、令和 8 年熊本地震の発生を受けて被災地支援本部を設置し、令和 8 年熊本地震災害支援金の受付を開始いたしました。

支援金募集の一環として 8 月 22 日に区内各所で街頭募金を実施したところ、多くの皆様方から温かいご寄付を賜りました。

また、この募金活動には多くの区議会議員の皆様にもご参加いただき被災地支援にご協力ご協力をいただきました。

さらには地域の町会自治会を初め、各種団体や区民の皆様にも幅広くご支援をいただいております。

この支援金は、区が独自に募集し、被災自治体へ直接お届けするものであります。

お寄せいただきました。

支援金につきましては、できるだけ早期に、被災自治体へお届けを押しまいります。

被災地の 1 日も早い復旧復興を心より願うとともに、被災地訪問した職員からの報告も踏まえ区といたしましては、現地のニーズをに答えながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

次に、本庁舎整備についてです。

2 年前、令和 6 年 2024 年 3 月の 1 期棟の完成直後に着工した日光時も、この 9 月に竣工を迎えます。

7 月に長い間シェアを遮っていた仮囲いが外され、ピロティや大階段のある中庭広場が望め

るようになり、懐かしさを覚えた方も多かったのではないのでしょうか。

区民会館のを折半場の壁面を繊維中には広場を眺めると、旧庁舎、竣工当時のブロック塗装を再現した格子模様が広がり、空間の奥行きと開放感を一層際立たせています。

広場を囲む東大等を繋いで巡る 2 階テラスと四球がほどよく空間を区切っています。

この庁舎の全景を見渡すとき、積み重ねてきた検討や議論を思い起こします。

今から 10 年前の平成 28 年 2016 年 12 月、区は新庁舎の設計者選定プロポーザルの設計条件となる。

本庁舎等整備基本構想を策定しました。

建築から行政経営までの学識経験者 7 名と酵母を無作為抽出による区民委員 13 名とで構成された 20 名による検討委員会での熱心な議論を経てまとめたものです。

この基本構想では、参加と協働交流の区政を推進するための拠点としての庁舎環境と調和し、環境性能が高く、災害に強い庁舎主体的で独自性のある政策展開を支える庁舎という三つの基本理念を掲げています。

この基本理念を実現するための五つの基本的方針の初めに区民自治と協働交流の拠点としての庁舎とありここに、区民自治と交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していく。ありという文言がございます。

施設の多機能向上に加え、旧庁舎群が紡いできた歴史的な価値についての熟議がなされた結果、言及された表現でありました。

2 期工事の竣工を迎えようとしている今、こうして出来上がりつつある配置を見ると改めて空間特質の継承の意味が見えてまいりました。

旧庁舎の設計を担当した前川邦夫建築設計事務所の鬼頭明日香梓氏は、第 1 庁舎竣工時の昭和 36 年 1961 年発行の専門誌に寄せた文章の中で一番エネルギーを注ぎ込みそして最後まで意見のまとまらなかったのが、配置計画だったと明かしています。

建物を配置すれば、そのな内側だけではなく、外側にも必ず空間が生まれます。

その空間をどうすれば市民のための親しみやすいものにできるのか。

9 世田谷区役所は当時の設計者によって考え抜かれ、中庭広場を介して区民会館と庁舎を繋ぐという手法で誕生したものでした。

1960 年頃は戦後民主主義の象徴として各地の自治体で庁舎建設に伴い場合にはが作られ、市民広場と名付けられました。

その後それらの多くが十分に市民広場として活用されないなど、必ずしも期待通りには機能しなかったと聞いています。

その点で気世田谷区役所 9 庁舎の中庭広場は、長年にわたり周辺の住宅地と穏やかに融合しながら、区民に親しまれ、区民自治と交流のときを育んできました。

そして新庁舎でもその歩みを継承できる。

中庭広場が再び作られました。

さらに東棟 1 階には、区民交流施設が新たな機能として加わり、BOT や東大等一体に繋ぐ

テラスで穏やかに広場と繋がっています。

こうした空間構成は、平成 29 年 2017 年 1 月から区が実施した本庁舎等設計者審査委員会において、分島型の庁舎を繋ぐ世田谷リングというコンセプトによって、全体として一旦、一体感があり各施設の機能的な連携が期待できるとともに大腸者にとってもわかりやすい構成となっている。

また空間特質の継承については区民ホールを放浪保存する考え方を示し、東側道路からのアプローチや広場の大攻勢も含めて現庁舎等の特徴をよく装着した提案となっていると評価されました。

今回大神田大階段や 2 階テラスの整備により中庭広場は一体感のある空間へと生まれ変わり、多面的な活用の可能性が広がりました。

日常においては人々が行き交う快適な歩行空間として機能し、催しが開催される際にはこの場所を舞台に区民や事業者 NPO などが様々な活動や発表交流を展開することが期待されています。

新庁舎の整備に当たりまして区は、プロセスそのものが区民の参加と協働となるよう、基本構想や設計段階はもとより、工事期間中も、区民とともに考え、語り合い、作ることを大切に指定します。

例えば区役所周辺のケヤキの木々を保存いたしましたが、やむを得ず伐採したケヤキの木を生かす取り組みとして、子供から大人まで多くの皆さんとともに製剤や仕上げ作業を行い、区民会館のロビーやラウンジで利用する家具を作りました。

また、屋上庭園の整備では、親子参加のワークショップを開催し、区民火山のイメージを膨らませました。

今後も屋上庭園では、区民がのんびりとくつろいだり、また、区民交流施設では区民による様々な活動が展開されていくことを期待をしております。

もう一つ新潮社の特徴である執務環境の形についてです。

今回、1、2 気筒が 5 回まで、各フロア一つの空間になり、さらに東西二つの御党が 2 階テラスや地下通路で接続された。

新庁舎を歩いていただくと、横に広く繋がる建物であるという実感を持たれると思います。さらに執務室は、フロア中、見晴らしがよく、オープンな作りになっていてところどころに打ち合わせ用のスペースが用意されています。

こうした新庁舎の形は基本構想の基本理念にある主体的で独自独自性のある政策展開を支える庁舎を実現するために設計されたものであり、執務空間の重機レイアウトには若手職員によるワークショップでのアイディアも取り入れられています。

領域や所管を超えて行き来しやすい横の繋がりを基本とした新庁舎の形は複雑化する課題に対して、横断的なチームで取り組む時代になったものであると考えています。

フラットで透明性が確保され、縦割りではなく分野横断的な横の繋がりの強い組織は外部環境の変化に強く、新しいアイディアも生まれやすいといわれています。

また DX を心に推進するためにも重要な基盤となります。

この新しいシステム環境のもと服は組織力を最大限に生かし、より柔軟かつ実践的に、社会の変化に対応し、区民生活を支えてまいります。

そしてこの新庁舎を訪れる人々へ区民とともに世田谷区役所が戦後から継承してきた風景歴史をしっかりと繋いでまいります。

次に、本年 11 月に開設予定の新庁舎に整備する区民利用交流拠点施設についてです。

この施設は区民の交流を支え、新たな市民活動や協働を生み出す拠点として整備するものであります。

区民利用交流拠点施設のオープンに合わせて、11 月 3 日から 23 日の 21 日間にわたってオープニングイベントを実施いたします。

市民活動に関わる団体が団体等が中心となって企画し、単なる開設記念セレモニーではなく、区民の皆様が新たな活動や仲間と出会える場とすることでその後の施設利用や市民活動での活用に繋げていきたいと考えています。

現在約 40 団体にご参加をいただいております、実行委員会を立ち上げ、企画委員を中心に準備を進めています。

オープニングイベント以降は、市民活動支援の拠点として活動立上げの相談、仲間作りへ情報発信支援等運営事業者による伴走支援を行っていきます。

また、区民生活の身近な課題などに対する新たな市民活動が生まれるような環境作りを進めてまいります。

ガラス張りにオープンな空間の特徴を生かし、異なる立場のや世代の人々が自然に交わり、新たな繋がりや活動が生まれる生粋機のような場を目指し、11 月の開設に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、住宅政策についてです。

令和 8 年度より、子育て世代世帯若者夫婦世帯を対象としたずっと世田谷定住応援事業および住み替え応援事業を実施しています。

近年人口動態において、子育て世帯の中心である 30 代から 40 代および 0 歳から 4 歳児世代の転出超過傾向が続いており、その背景には、昨今の住宅価格の高騰や家賃の上昇住まいの広さの不足等住環境に起因する利用が、理由が大きく影響をしています。

子供や若い世代は将来にわたり地域の活力や安全、支え合いを維持していく上で重要な存在であり、子育て世帯や若者夫婦世帯がライフステージの変化に応じて希望する。

暮らし方を実現し、住み慣れた世田谷で暮らし続けられる環境を整えていくことは、魅力ある住宅都市世田谷を実現する上でも重要な取り組みであると考えています。

ずっと世田谷では区内の住宅取得等に対する定住応援金、民間賃貸住宅への住みかえに対する住み替え応援金を交付しており、これらは世田谷区を選び住み続けるという選択を後押しし、応援したいという気持ちを形にして参りました。

8 月末までに約 150 件の申請をいただくなど大きな反響がありました。

さらに、子育て世帯や若者夫婦世帯が安心して住み続けられる環境を整えていくために、その受け皿である良質な住宅ストックの形成が必要となります。

このため令和9年度、2027年度の予算化に向けて既存建物を活用してファミリー向け賃貸住宅に回収し賃貸する個人または法人への支援を検討するなど、既存ストックの活用推進とともに若者夫婦や子育て世帯が将来の生活設計を描ける住まいの確保に資する方策に取り組んでまいります。

また、高齢者や障害のある方、1人親世帯など居住支援を必要とする方々のために住宅セーフティーネットの強化にも取り組み、その実現に向けた様々な可能性も探ってまいります。今後もずっと世田谷に込めた思いを大切にし区内に住み続ける選択への後押しと住まいの選択肢の充実を一体的に進め、誰もが安心して、世田谷に住み続けたいと思える魅力あるまち作りを進めてまいります。

次に主要生活道路106号線通称恵泉通りについてです。

通称恵泉通りにつきましては、本年4月、区と当事者との間で令和9年、2027年3月末までに、自主的に土地を受け渡す明け渡すことなどについて合意に至ったことから、これは令和10年2028年3月末の道路事業完成に向け合意に基づく取り組みを進めております。

歩行者等の通行空間を整備する土地については広場として整備予定の隣接区有地への樹木の移植が既に完了し、9月末までに先行して引き渡しを受ける予定です。

引き続き、残る土地の本年度末の引っ越しに向け丁寧な当事者対応に努めながら調整を進めてまいります。

また本事業の着実な推進と、地域の分断を乗り越えた新たな地域コミュニティの醸成に繋げるべく地域の皆様と参加と協働による取り組みを並行して進めております。

地元町会を始め近隣の小学校や保育園、恵泉女学園の他気仙裏地域の環境を守る会にも参加を呼びかけ、道路開通後の交通安全や利用環境について地域のご意見を伺っていく場として、街歩き会をこの7月に開催しました。

当日60名を超える方々に参加をいただき実際に現地を確認しながら道路開通に伴う課題に加え、地域の魅力やまち作りへの提案について活発な意見交換が行われました。

合わせて隣接区有地の広場整備に関するワークショップの取り組みなども予定しているところであり引き続き、地域との信頼関係をつづ築きながら、当事者との合意に基づく取り組みを着実に進め、令和10年2028年3月末の道路完成を目指してまいります。

次にふるさと納税についてです。

ふるさと納税制度の影響による区民税の流出が令和8年度2026年度は135億円に上りました。

昨年度と比べ8.5%増と伸び率は鈍化しているものの、年々財源の流出が増加をしており、平成27年度2015年度からの累計では、実に828億円の税源が流出押しております。

ふるさと納税制度は、高所得者ほど高額の特典が受けられるため、制度の見直しの一つとして控除額の上限を上限設定を国に強く要望してきました。

その結果、令和 9 年寄付分から、住民税特例控除額の上限を、給与収入 1 億円程度の方を念頭とした 193 万円とするよう、地方税地方税法が改正されました。

しかし、令和 8 年度 2026 年度の区の流出額 135 億円を前提に影響を試算したところ、抑制された影響額は 6 億 2000 万円と、流出に対する効果は少ないままであり、さらに踏み込んだ制度是正が必要です。

引き続き、特別区長会とともに、様々な機会を捉えて国に制度是正を求めてまいります。

一方、令和 7 年度 2025 年度には 8 億 3300 万円の寄付を区にお寄せいただきました。

このうち個人からの大起筆あります。

ふるさと納税は約 5 億 6500 万円と、前年度から約 2 億 2800 万円の増となっています。

今年度は新たに、砧大蔵地区予約制乗合ワゴンの運行経費や宮坂区民センター 9 弾で江ノ電車両補修再塗装プロジェクトへの寄付募集も始めております。

また、子供たちに人気の映画作品とコラボした品や区内の音楽学校によるミュージシャンデビュー体験など、世田谷区ならではの個性的で魅力的な返礼品を拡充し、寄附獲得の取り組みも強化しています。

引き続き、共感を得られる寄付取り組みの充実と、世田谷区の多彩な魅力を発信する返礼品の充実に取り組み、寄付文化の醸成と一層の寄付額獲得を目指してまいります。

次にユースカウンスル事業についてであります。

ユースカウンスル事業は中学 1 年生から 24 歳の若者が、区が提起したテーマや若者自身が課題感を持ったテーマについて、若者主体の検討を行い、区に提案する活動です。

若者が抱える世田谷をキャッチフレーズに、昨年 7 月に活動を開始しています。

8 月 4 日に開催した検討結果報告会では、第 0 期 0 期のメンバーが区長以下担当大部課長に対して、これまでの検討結果に基づく報告や提言を行いました。

当日は世田谷の魅力発信、若者主体の居場所作り、性的マイノリティへの理解促進について報告があった他、交通費負担が若者の行動を制限しているとの調査結果を踏まえ、若者向け運賃割引制度の導入や若者の声を反映する仕組みなど四つの提言が示されました。

いただいた提言は区がしっかり受けとめる検討を行い、その結果を 1 年以内にフィードバックいたします。

引き続き子供若者の参加、参画や靴への意見反映を目指し次期の第 1 期、ユースカウンスルについてにおいても若者主体の検討を継続してまいります。

次に第 48 回世田谷区多摩川花火大会についてです。

組に花火を通して、多摩川の水辺に親しんでもらうとともに、周辺環境の美化に努めることによりふるさと意識の醸成と区民相互の絆を深めることを御趣旨に今年も開催します。

日時は 10 月 3 日土曜日午後 6 時から打ち上げ数は前回と同規模の約 6000 発を予定し、川崎市制記念多摩川花火大会との合同開催となります。

秋の夜空に音楽とシンクロした色とりどりのおに咲き誇る花日には、被災地復興、また平和への願いを込め、東北および熊本の花火師が作成した花火を打ち上げる他、長谷川町子美術

館のご協力によるサザエさん花火の打ち上げも予定しています。

来場者の安全対策につきましては、川崎市、警察消防を始めとした関係機関と綿密に協議を重ね、万全な対策を講じてまいります。

多くの皆様にご来場いただき、心に残る。

ひとときをお過ごしいただければと思います。

次に、第10期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画についてです。

これは令和令和9年度、2027年度を式とする第10期高齢介護計画の策定の考え方について昨年11月に世田谷区地域保健福祉審議会に諮問し、現在高齢者福祉介護保険部会において活発な議論を重ねていただいております。

これまで区住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を基本理念に掲げ、区民地域団体、事業者との参加と協働のもと、世田谷版地域包括ケアシステムの推進により、健康寿命の延伸へ参加と活動の促進介護福祉サービスの確保にも取り組んで来ました。

コロナ禍を経て人と人の繋がりがいや地域活動も徐々に回復しつつあり、高齢者の中には、就労や地域活動などを通して社会を支える側として活躍される方もいらっしゃいます。

また、スマートフォンやSNSの普及により多世代との交流や情報発信の機会が広がっています。

一方で物価高騰の長期化、長期化や人材不足は高齢者の生活のみならず、介護保険サービスを支える事業者や従事者にも大きな影響を及ぼしています。

今後高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進行する中、医療介護ニーズへの対応と、制度の持続可能性の確保は避けて通ることのできない課題となっております。

こうした状況を踏まえ、第10期介護高齢介護計画は2040年を見据えた政策展開の足がかりとなる3年間として位置づけています。

今般基本理念に掲げている地域社会の実現に向け、計画素案を区議会にお示しし区民の皆様の声も聞いて、高齢者福祉の充実を図ります。

次、第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画についてです。

区では、令和9年度2027年度を始期とする第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定に向け、昨年12月に世田谷区に市長を制作評価委員会へ諮問し現在認知症の本人委員にも参加した参画いただきながら議論を進めております。

これまで令和2年に制定した世田谷区認知症とともに生きる希望条例の理念の実現に向け、様々な取り組みを進めてまいりましたまた、安心健やかセンターは地域作りの推進役として認知症のご本人や家族のご家族、地域の皆様とともに取り組みを進めており現在では4者連携を基盤として、認知症のご本人を中心に、地域の関係者が参画するアクションチームの活動が区内全域に広がっています。

高齢化の進展に伴い、MCI、軽度認知障害や認知症のある方は今後も増加が見込まれる一方、認知症の初期段階に効果が期待される治療薬の登場など認知症を取り巻く環境は日々

変化しており、医療介護地域作り、権利擁護、家族支援など多領域にまたがる課題への対応が求められています。

こうした状況第 3 期計画では、新しい認知症観への転換に向けた継続的な取り組みに加え認知症への備えの段階から、診断後の支援まで切れ目なく取り組む。

一昨年その内容を盛り込んだ計画素案を区議会にお示ししたところであります。

今後も認知症になってからも自分らしく希望を持って住みなれた地域で暮らし続けることができる世田谷の実現に向け、取り組みを着実に進んで進めてまいります。

次世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現を目指す条例の一部改正素案についてです。

本条例は、様々な状況状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現することを目的として、令和 5 年 2023 年 1 月に施行されたものであります。

条例の施行以来、地域共生社会の実現に向けた区の基本姿勢を示す重要な条例として互いに拍手違いで握手を合言葉にして広く区民に周知する世田谷互い違いプロジェクトなどに取り組んでいるところであります。

一方、令和 4 年 2022 年 9 月に国連障害者権利委員会は日本政府に対する A による日本政府に対する韓国がありましたが本条例の福音会提案とほぼ同時期であったことから、韓国の内容を条例に一部反映することができませんでした。

そこで障害施策推進協議会等での議論を重ねこの度条例改正素案を取りまとめました。

改正素案では、国連勧告において特に重要とされた自立した生活および地域社会への応用の考え方を踏まえ、障害のある方が、一人暮らし、家族との同居グループホーム利用など、自らが選択した地域での生活の実現に向けて、区が取り組むことの他、近年重要性が増している。

障害者の意思決定支援いや、障害当事者が主体的に区政に関与する不正へのさん不参加参画について、新たに盛り込む内容となっています。

今後、パブリックコメントや、9 月 25 日に玉川せせらぎホールで開催予定のシンポジウムなどを通して時期インクルージョンプランとともに、広く区民の皆様からご意見をいただきながら、誰もが尊重され安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、仮称。

世田谷区いじめの予防および解消を実現するための子供の学びと育ちを支える条例素案についてです。

全ての子供は 1 人の人間として尊重され、自らの可能性を伸ばしながら成長する権利を有しています。

いじめは子供の尊厳と人格を深く傷つけ、その後の成長や人生にも大きな影響を残していく重大な問題です。

区および教育委員会ではこれまで、いじめ防止基本方針の策定や、専門委員会への設置など、いじめ防止に向けた取り組みを進めてまいりました。

しかしいじめを巡る背景や人間関係は複雑化しており、その対応は単なる事実認定にとどまらない、子供 1 人 1 人の置かれた状況や人間関係を踏まえた包括的な視点が求められています。

こうした認識のもと区では、学校教育委員会へ区長部局および地域が一体となって、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための条例制定に向けて検討を進めてまいりました。

世田谷区子供の権利条例の理念も踏まえながら、学識経験者や教育関係者保護者、地域の皆様からご意見を伺うとともに、子供たち自身への実態把握アンケートやフォーラムフォーラムシアター形式でのワークショップを通して子供自身の声を丁寧に聞き取りながら検討を重ねてまいりました。

さらに 8 月 1 日に実施した総合教育会議において、世田谷区教育委員みんなで考える子供主体のいじめ解決に向けてをテーマに意見交換を行いました。

そこではいじめの根幹がどこにあるのか、また、子供との対話が重要である。

さらには、子供の力を引き出すことが重要であるなど、いじめに対して世田谷区がこれからの条例制定に向けて、念頭に置くべき意見が出されました。

今現在、令和 9 年、2027 年 4 月の施行を目指し、条例の素案を取りまとめたところでありますが、子供最善の利益を基本理念に据え、被害を受けた子供の安全安心と尊厳の回復を最優先としながら、考えや防寒のそばにいる子供に対しても特には指導も含めて適切に支援しつつ、いじめに関係する全ての子供たちを孤立させることなく、それぞれ、それぞれの背景や状況に寄り添った支援を行うことさらに、子供の意見表明権を尊重し子供自身が解決の過程に加えることを重視しております。

加えて予防早期発見早期対応から再発防止まで切れ目のない支援体制の構築を図り、学校教育委員会区長部局、家庭地域関係機関が連携し、組織的かつ実効性のあるいじめ防止等対策の確実な推進を条例として位置づけることで、全ての子供が安全安心に学び生活し、健やかに成長できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、市立小中学校学校給食費相当き相当額給付金の支給についてです。

区では、令和 8 年度に東京都が回収した補助金を活用し、子育て世帯への経済的支援の更なる充実と教育費の負担軽減を図るため区立小中学校に在籍していない児童生徒の保護者を対象に、学校給食費相当額を支給する新たな事業を開始して開始いたします。

本事業は私立学校国立学校など、区立小中学校に在籍していない小学校一年生から中学校 3 年生までの児童生徒の保護者に対して、学校給食費相当額の給付金を支給するものであります。

長引く物価高騰により、子育て世代を取り巻く環境が厳しさを増す中、既に実施している区立小中学校の給食費学校給食費無償化と合わせ、より多くの子育て世帯の支援に続けてま

います。

また、この事業の開始とあわせ、区立小中学校に在籍する児童生徒のうち、やむを得ない事情により、長期間投稿できず、学校給食を喫食できること欠食することができていない児童生徒の保護者に対しても、学校給食費相当額を補助することにいたしました。

この間、学校給食費無償化により、多くのご家庭の負担軽減が図られてきた一方、給食を喫食できない事情を抱える児童生徒のご家庭に対しては支援が十分に行き届かない状況にありました。

本事業によりこのような他、他の支援との均衡を図るとともにご家庭における給食費成虫食費等の経済的負担軽減を図ってまいります。

次に第 12 次世田谷区交通安全計画の策定についてであります。

世田谷区交通安全計画は、交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年 1971 年に策定しており、これまで警察や消防、公共交通事業者、町会自治会区民の皆様が一体と成って交通事故防止に取り組んでまいりました。

この取り組みによって、区内における交通事故件数はピーク時の年間 5800 件から 1600 件と 7 割近く減少しております。

一方で自転車事故が全国的に増加しており世田谷区においても事故全体の約半数に自転車に関与している状況であり、交通管理者である警察は本年 4 月に自転車の青切符制度を導入しました。

本計画では、高齢者や子供の安全確保を継続して行うとともに自転車の運転者に対しても、一層のマナー向上を図る仕組みを盛り込んでいます。

さらに、電動キックボードに代表される小型モビリティを計画の重点課題の一つに位置づけ、利用者や販売事業者に安全利用に関する注意喚起を始めとした啓発啓発活動を行うことで、危険走行や迷惑走行などを抑制する取り組みについて記載をしております。

区民意見募集を開始しておりますので、皆様よりご意見をいただければと思います。

次に補正予算案についてです。

このたびの補正では国との学校給食費無償化に連動した対応や子供子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施、止水板設置工事助成金の増額などについて、速やかに対応するため計上するものであります。

あわせまして、国民健康保険事業会計など三つの特別会計につきまして前年度繰越金の確定などに伴う補正も行っております。

全ての会計を合わせますと 54 億 2300 万円の増額補正と成っております。

最後に、本議会にご提案申し上げます案件は、令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 3 条など議案 35 件、認定 5 件、諮問 1 件、報告 30 件です。

何とぞ慎重にご審議の上、速やかにご議決賜りますようお願いいたしましてご挨拶いたします。

以上で区長の挨拶は終わりました。

次に、事務局次長に諸般の報告をさせます。

報告第 37 号令和 7 年度世田谷区財政健全化判断比率の報告、報告第 38 号から報告第 53 号まで、令和 7 年度および令和 8 年度株式会社世田谷サービス公社、世田谷区土地開発公社、公益財団法人せたがや文化財団株式会社世田谷川場ふるさと公社、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団、公益財団法人世田谷区産業振興公社、公益財団法人世田谷区保健センター、一般財団法人および公益財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出報告第 54 号から報告第 62 号まで議会の委任による専決処分の報告、報告第 63 号令和 8 年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価報告書の提出、報告第 64 号および報告第 65 号令和 8 年 5 月分 6 月分例月出納検査の結果について報告第 66 号職員の賠償せ、賠償責任等に係る監査の結果について以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1 を上程いたします。

日程第 1 代表質問質問通告に基づき順次発言を許します。

まず、立憲民主党無所属を代表して、25 番中塚幸代議員議長 25 番中塚幸代議員冒頭この間発生いたしました自然災害について 1 号申し上げます。

本年 7 月には熊本地震が発生し、また 8 月には千葉県で記録的な豪雨により甚大な被害が発生するなど、全国各地で大雨災害が相次いでおります。

9 月には福島県いわき市で冠水したアンダーパスに車が水没し、命が失われるという事故も発生しました。

改めて、これらの災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心より御土産お見舞いを申し上げます。

立憲民主党・無所属世田谷区議団の代表質問を順次行ってまいります。

区長の任期 4 年間の総括、重要政策の成果検証についてお尋ねします。

区長は来春で改選を迎えます。

2023 年の区長選では、教育を重点政策の一つとして、全ての子供がともに学びともに育つ。真のインクルーシブ教育の実現、公立オルタナティブスクール構想の具体化などを公約に掲げられ、4 期目の当選を果たされました。

コロナ禍を経て、子育て世代の中に教育を大胆に変えて欲しいという声が広がったと区長ご自身、その勝因を分析しておられたと記憶しています。

その後、区では区の教育の基本的な枠組みとなる世田谷区教育大綱を策定し、不登校特例校分教室ねいろの運営や学びの多様化学校の整備を進めてきたと認識しています。

区長は任期を通じて、これらの教育施策について、どのような成果を上げられたと総括しているか、公約の実施計画で掲げた施策の評価や進捗状況について伺うとともに、公約の実現にどう道筋をつけていくのか、区長の決意を伺います。

区は、区制 100 周年となる 2032 年にみどり率 33%とする長期目標、世田谷みどり 33 を掲

げ、10年間の世田谷区緑の基本計画を策定しました。

この間、目標達成に向けてく区民や関係者とともに様々な取り組みを進めてまいりましたが、今般計画改定の時期を迎え、2032年の目標達成は事実上困難な状況にあるという認識が公式に示されました。

現在検討が進む時期、みどりの基本計画では、目標達成の期限を定めず、緑を増やす取り組みを継続していくこととなります。

区民が納得し引き続き参加協働したいと思える達成可能な目標設定や具体的な取り組みについてどのように考えているか伺います。

我が会派では前回の代表質問で、緑を資産として捉える観点の政策を求めました。

これまでコストと捉えられてきた公園や街路樹、森林などは、現在は気候変動対策や防災、健康増進等に貢献する。

投資可能なインフラ資産として再定義されています。

例えば緑が持つ雨水の貯留浸透機能は、防災減災に直結する資産価値の一つです。

国土交通省が主要政策として掲げるまち作り GX でもグリーンインフラの整備促進が柱の一つに位置づけられており、区としても、こうした観点での取り組みが求められます。

局地的豪雨や台風による浸水被害が頻発化、激甚化する中、限られた財源で治水対策を進めていくためには、公園などグリーンインフラの整備と水害対策との連携が不可欠です。

区としてこの連携をどう図っていくのか見解を伺います。

区では令和7年4月より、世田谷区子供の権利条例が施行されています。

本区が23区で最初に子供に関する条例を制定してから20年以上が経過した中で、子供を権利の主体とし、権利の保障状況を検証する仕組みを持つ条例、させ、さらに検討過程において、子供自身の参加を制度化した点は全国的にも先進事例として位置づけられています。条例の施行では、実際に子供自身が権利意識を持つことができ、それが日常生活の中で守られるよう機能することがより重要です。

施行から1年半を経て実際どう変化したのか、子供の権利委員会による評価検証はどのように行われているのでしょうか。

子供自身への周知度実感度の把握状況アンケート等による検証の予定。

また相談救済の仕組みが十分に機能しているかとの見解をお示してください。

参加と協働という言葉は、区長就任以来、区政運営の基軸として掲げられてきました。

しかしながら、その中身が十分に問い直されないまま、形骸化してきてはいないでしょうか。

参加と協働が無作為抽出の車座集会など特定の対話形式の話にとどまっている感も否めません。

こうした取り組みには一定の意義があったにしても時代の変化に応じ、実効性のある取り組みへと刷新していくことが強く求められます。

区長はかねて参加と協働の世田谷モデルを掲げていますが、この実現には、区民参加意思決

定のプロセスそのものを強化するデジタル民主主義の視点が不可欠です。

区ではデジタルプラットフォーム DC ジムを基本計画策定の場面で試行導入していますが、参加者を限定した運用にとどまり、本格展開にはいたっていません。

今後どう強化していくのか、区長の見解を伺います。

想定外に備える災害対策について質問します。

気候変動に伴い、想定を超える豪雨による水氾濫のリスクが全国的に高まっています。9月6日の大雨では、区内でも線状降水帯の発生が懸念される状況となり、野川仙川に氾濫注意報が保湿雲自主避難場所の開設を行っています。

千葉県での豪雨では被害の半数以上がハザードマップのコース浸水想定区域外で発生しました。

この教訓を踏まえ、区内でもハザードマップ想定区域外における水氾濫リスクを再点検すべきと考えますが、見解を伺います。

水害への区民の関心や不安は大きく、新たに始まった止水板設置への助成には予定を上回る応募があり、予算を増額して対応する事態となっています。

区は、世田谷区豪雨対策行動計画に基づき、増補管バイパス管の整備や、分流式下水道雨水管の放流量拡大等を東京都に継続的に要請していますが、これまでの要望の到達状況との対応はどうなっているのか、より強力な働きかけが必要と考えます。

この見解を伺います。

またアンダーパスについて、区内の危険箇所の把握状況、ポンプ排水等の対策の実施状況、通行止め等の避難誘導體制はどうなっているのでしょうか。

千葉県では冠水想定箇所への手段機設置の検討が進められていると聞きます。

本区としても、こうした具体策を検討すべきではないでしょうか、見解を伺います。

加えて大規模災害発生時の災害廃棄物の仮置き場は災害の規模によっては不足することが懸念されています。

所管課長が報道番組において、区内では空いている土地が少ないのが課題と述べられており、今般多発している大規模自然災害を背景に区民の関心も高まっています。

この問題解決に向けた区の取り組みと廃棄物仮置き場に関する区民への周知について伺います。

区民目線に立った行政経営についてお尋ねします。

近隣のない時代から金利のある時代長らく続いた超低金利環境は大きく転換し、何もしていないでいると資産価値が目減りする時代になりました。

こうした中、愛知県春日井市は基金約150億円に対し、利子収入がわずか80万円、利回り0.005%という実態に気づき、証券会社の助言を受けて債券運用に本格着手しました。

また23区でも豊島区のように運用実績を区民にわかりやすく公表する動きが見られています。

区には、区民からお預かりした大切な税金を、時代の変化を捉えて、最大限に生かすことが

求められます。

安全性を確保しながらも、これまで以上に効率的な運用を行うため、運用利回りの目標設定や、更なる専門家活用タイミングを見極めた買い替えなど、運用体制の強化を求めます。

また運用益の使途、国民への還元についてのお考えも伺います。

官民連携事業について、区は、世田谷コラボを通じて民間事業者からの提案などを受け付けてきました。

一方で、区が課題を設定し、その解決を民間の力に求めていくテーマ設定型の連携については件数が少なく、十分に活用されているとは言い難い状況です。

民間事業者を区が抱える課題とともに解決するパートナーとしてより積極的に位置づけるとともに、テーマ設定型の更なる活用を含め、シナジー効果を生む連携を増やしていく必要があると考えます。

官民連携に関する区の認識、今後の方向性を伺います。

昨年世田谷区実証実験提案制度における区の負担上限額を 50 万円から 100 万円に引き上げましたが、実証後の本格的な事業展開には繋がりにくい現状があり、女性が民間事業者にとって十分なインセンティブになっていない状況が伺えます。

実証実験を行った民間事業者が本格実施の際にプロポーザルに手を挙げず、他区で事業展開をした例があるともお聞きしています。

区は選ぶ側ではなく、選ばれる側であるという認識を持つべきです。

区民サービスの向上に役立ち、地域の価値を高める質の高い共同事業を増やしていくための区の考えを伺います。

上用賀 1 丁目地区では、平成 31 年 1 月に国立医薬品食品衛生研究所が川崎市へ移転して以来、跡地の活用に地域住民も注目しています。

当該地区は、広域避難場所としての機能維持向上が求められているとともに、緑の確保や福祉施設の整備への活用も期待されます。

この跡地活用についての現状と、国への働きかけをどう行っていくか伺います。

区民生活と地域経済の持続的支援策についてお尋ねします。

区は令和 7 年度住民税非課税世帯等を対象に 1 世帯 2 万円の物価高騰生活支援給付金を支給するなど、国の重点支援地方交付金を活用した単発的な給付を中心に対応してきました。物価高騰の長期化が見込まれる中、その影響は、低所得世帯に限らず、中間層を初め幅広い世帯に及んでいます。

より多くの世帯に行き届く、恒常的継続的な家計負担軽減策を検討すべきではないでしょうかとの見解を伺います。

区ではこれまで、重点支援地方交付金の活用も含め、地域経済対策の一環として、せたがや Pay に予算を投じ、その規模は年々拡大させてきました。

しかし、今年 2 月のシステム改修で不具合が生じ、ポイントを誤って多く付与するという事態が発覚しました。

区は再発防止に向けて新たにコンサルタントによる伴走支援を導入すると聞いていますが、当初の事業設計が十分であれば、後から追加の委託費を投じて建て直すという二重の税金の支出は避けられたはずであり、事業設計そのものの甘さが問われるべきではないでしょうか。

このコンサルタントによる伴走支援について、区はいつまで、どのような条件が整った時点で終了とお考えなのか、せたがや Pay が継続する限り、恒久的にコンサルに税金を投入し続けと続けることになるのであれば、区民の理解は到底得られません。

区の見解を伺います。

令和 7 年度世田谷区産業基礎調査によると、現在の経営上の課題として、人手不足を挙げた事業者が 34.9%で最も多く、従業員を確保できていない事業者も約半数に上ります。

また、事業承継の課題として適切な後継者の不在が 25.4%と最多となっており、経営者の高齢化と後継者不足も浮き彫りになっています。

一方で、就労意欲を持つシニア層の増加に対し、その経験やスキルは人材獲得に悩む地域の中小企業に十分に認知されていないと考えます。

こうした人材需給のミスマッチ解消は地域経済の持続的発展のため重要な課題です。

足立区や東京都などでは 60 歳以上の経験豊富な人材と中小企業を結びつけることに特化したマッチング事業を実施しています。

マッチングの強化やシニア人材採用に関する事業者への啓発他の公的機関や民間事業者との連携も含め、区の考えを伺います。

福祉分野における需給ギャップ解消に向けてお尋ねします。

区長はさきの定例会招集挨拶で、本年 4 月の保育待機児童数が 166 人となり、前年と比べ大幅に増加したことを大変重く受け止めていると述べられています。

無償化の影響により、顕在化していなかった保育ニーズが掘り起こされ、子供の数の増加以上に保育需要が伸びていると雲分析しています。

一方で、区ではこの間、認可保育園も含め、保育の質や運営の適正性を問われる問題が重ねて報じられています。

区はサービスの質の確保、事業者への保育経営支援、保育定員数の確保にそれぞれどのように取り組んでいくのでしょうか。

区は一、二歳児の定員確保を前倒しし、令和 9 年 4 月、令和 10 年 4 月開設に向けた施設整備を進めていますが、それだけでは賄いきれません。

定期利用保育の拡充等も含め、待機児対策への取り組みを伺います。

重度障害者向けグループホーム暮らしの弟大倉が新規開設されました会派で視察してまいりましたが、医療的ケアに対応できる設備を備えた地域に開かれた施設として期待がかかります。

最重度の医療的ケア児者を持つご家族からは、例年グループホーム整備の要望をいただく一方で入居に当たっては障害の重さから慎重にサービスの質を見極めながら、時間をかけ

て判断をする必要があるとも伺っています。

足の応募の数以上のニーズを想定すべきと考えます。

応募の現状と今後のニーズを見極めた整備や支援について伺います。

東京都は、介護従事者向けに、居住支援特別手当の制度を創設しましたが、勤続年数の長い職員や在宅介護の主軸を担う訪問介護等の短時間勤務者には適用しにくい制度設計となっています。

他区では独自の支援策を講じている例もありますが見解を伺います。

あわせてに対し、制度改善を強く働きかけるべきと考えます。

見解を伺います。

最後に、参加と協働の刷新に向けてあらゆる分あらゆる分野の参加と協働についてお伺いします。

区の公表によると、令和8年4月1日現在、区職員に占める女性の割合は53.1%と過半数である一方、管理職に占める女性の割合は25.5%にとどまり、特に部長級では15.6%と過去よりは上昇したものの、依然として低い水準です。

同計画で掲げる管理職の女性割合33%という目標からは程遠い。

この現状の改善が急務です。

我が会派ではこれまで女性管理職登用が進まない背景にある課題として、ジェンダー平等意識の醸成やキャリアパスジョブローテーションの改善を求めてきました。

区は現在仮称第3次男女共同参画プランの策定を進めていますが、この課題を所管としてどのように認識し、新たなプランの中にどう位置づけていくのか伺います。

千歳烏山駅南側市街地再開発事業では、容積率の緩和により、タワーマンション建設が予定されているとお聞きします。

近年超高層マンションは、老朽化に伴う修繕積立金や管理費の大幅な上昇、大規模修繕の合意形成の難しさなどが課題と指摘されており、将来的な資産の流動性低下を懸念する声も出ています。

再開発に不安を抱く地権者の方々から区や区議会に要望や陳情が相次いで提出されています。

再開発区域には区が整備する駅前広場用地も含まれていることから、区は、都市計画の許可指導を行う立場であると同時に、当該区域内に土地を持つ地権者的な立場でもありますとはこのような立場を踏まえ、単に許認可指導を行うだけではなく、地権者の一員として、計画内容そのものについて、再開発準備組合事業者側に主体的に意見を述べていくお考えはあるのでしょうか。

地権者のリスクを組む当事者として受け止め、対応していくお考えがあるか、見解を伺います。

現行の第3次世田谷区立図書館ビジョンは、知と学びの文知と学びと文化の情報拠点を基本理念に取り組みが進められていますが、施行から一定の期間が経過した今、区民にとって

図書館がどのような役割を果たすべきか改めて問い直す時期に来ていると考えます。

本区では直営化民間委託化といった運営形態の議論が多くなされてきました。

しかし、他自治体の図書館を数多く視察してきた中で縦割り行政の目線ではなく、区民目線に立ち、他分野や民間機関との連携との連携のもとで図書館に求められる機能を大胆に捉え直す先進的な自治体の図書館のあり方に深く感銘を受けました。

新潟県長岡市の米百俵プレイス未来で長岡尊文庫は会話可能な滞在型の空間作りやテーマ別配管大学産業界と連携した。

若者企業間の交流拠点としての機能を備え、開館半年で来館者 20 万人を超えるなど注目を集めています。

岡山県瀬戸内市の瀬戸内市民図書館のみや広場は開館前から市民参加型のワークショップを重ね、利用者目線での配架構成を実現し、2017 年度ライブラリーオブ・ザ・イヤー大賞を受賞しています。

区はこうした区民参加の充実の必要性をどのように認識しているか、またこれらの先進事例のプロセス、機能面の充実し、調査研究し、反映していくべきと考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長中塚議員にお答えをいたします。

特に教育の政策についての到達ますそして未着手の課題についてでございます。

私は今季学びの質の転換や不登校支援のため、ほっとスクールの増設および充実そして当時不登校特例校と言われた音色の解説呼び方が変わって学びの多様化学校として本年 4 月に北沢学園中学校を開校しました。

新たな教育環境の整備について道を開くことができたと考えています。

また、先ほど招集挨拶を述べた通り仮称世田谷区いじめの予防および回収を実現するための子供の学びと育ちを支える条例この制定に向けてですね、検討を進めております。

全ての子供が安全に学んで穏やかに生活しそして成長できる環境を確保できるよう、とりわけ被害児童に対する保護とケア 2、しっかりサポートしつつ、実効性のある制度を目指して実現をしていきたいと思います。

これは課題の大きなものとなっております。

一方で、世田谷区に住み続けたいと思う子育て世代の区民の思いに応えるために住宅政策については良質かつ低廉な家賃設定の住宅を確保していくことについていまだ道半ばであると考えています。

引き続き有効な手立てを考え、検討してまいります。

今期 4 年間で告示した実施計画について政策の目標達成に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

次にオンラインデジタル上の参加と協働についてのご質問をいただきました。

和久は参加と協働による施策展開を区政運営の基盤としておりまして、本年 3 月に策定し

た世田谷 DX ロードマップにおいても参加と協働のリデザインに向けた取り組みである協働プラットフォームの構築を通して、データ利用による参加と協働を進めることとしております。

この中で対面とデジタルを効果的に組み合わせた参加のあり方を検討し、これまで育成に関わる機会の少なかった若い世代や子育て、就労等で直接の参加が困難であった方々また、移動が難しい方々など、幅広い層の区民が直接に参加できる環境を整え地域課題に、あるいは行政テーマに、区民とともに取り組み、協働による解決を道筋を作っていくことを目指してまいります。

そのためには、異なる意見を重ねながら合意形成する中で、区民事業者区がともに相互に信頼し地域課題の解決に当たるパートナーシップを形成することが重要です。

事業者に全てを委ねるのではなくて区民参加を促すコーディネーターの役割を拭く自身が果たしていくべき課題だと思っております。

そして、物価高騰対策と経済対策についてのご質問です。

議員ご指摘の通り物価高騰の長期化や所得の乖離が顕在化する中で、区民生活や地域経済を持続的に支える取り組みはますます重要です。

現在国において、恒常的な家計負担軽減策として、給付付き税額控除が検討されており消費税の時限的な食料品 1%への移行についても物価と賃金の動向を注視しているところであります。

また重点支援地方交付金について各自治体の実情に応じてせ生活者支援や地域経済対策などに対し、幅広い取り組みに活用できるものと認識しております。

区はこれまで交付筋肉の財源も加えて、給付金や子育て世帯への支援、せたがや Pay によるポイント還元など様々な対策を講じています。

引き続き社会経済状況の変化や区民生活の実情を的確に捉えるとともに、国の交付金などの活用も含め、効果的な施策を、時期を逸し位することなく機動的に展開するよう取り組んでまいります。

以上です。

中村副区長私からは、保育待機児童についてご答弁いたします。

世田谷区の待機児童数が全国最多になったことについて、副区長として重く受け止めております。

事務方の責任者としてお詫びを申し上げます。

現在、急増する保育需要に対応するため、新規保育施設の前倒し整備に取り組んでいるところです。

引き続き保育の質の確保とともに、ゼロ歳児の欠員補助、一、二歳児の定員拡充のための準備経費補助など、低年齢児の定員確保と保育施設の安定運営の両面を睨みながら、あらゆる手段を講じて、待機児童の解消に全力で取り組んでまいります。

以上です。

清水副区長私からは2点ご答弁申し上げます。

まず、せたがや Pay について世田谷区への伴走支援についてでございます。

せたがや Pay 事業は、商店街振興組合連合会が5年前に開始して以降区が本事業への補助を通じて、地域経済循環の推進や物価高騰対策に取り組んできたこともあり、現在では大規模なデジタル地域通貨事業へと成長いたしました区はこの度のせたがや Pay に係る商店街振興組合連合会からの支援要望やポイント5付与事案に関する検証委員会の最終報告を踏まえ、システムや運営体制の課題を検証し、セキュリティ監視体制やオペレーションの適正化などを集中的に支援する監査伴走支援を今年度を実施する予定です。

令和9年度以降は、システム監査を除き、この伴走支援を繰り返す予定はなく、今年度の成果を基にシステム運用やセキュリティガバナンスを第三者の視点で継続的に確認する予定です。

実施内容や手法は今後検討してまいります。

続いて、職員のジェンダー平等意識の醸成や女性職員のキャリアパスジョブローテーションの改善に関する第3次男女共同参画プランでの取り組みについてです。

職員1人1人の理解と意識の向上を図るため、ジェンダー平等に関する基礎研修を実施する他、ガイドライン等の策定により、基本的な考え方や取り組みの方向性を示すなど、次期プランに位置付けることで、庁内全体で共通認識を持ち、組織的なジェンダー平等の推進に取り組んでまいります。

また、女性管理職の登用が進まない背景には、本人の意向や洗濯のみならず、若手期からの事務分担や配置、挑戦機会の提供など、組織側の環境がキャリア形成や昇任意欲に影響を及ぼしている可能性があるかと認識しています。

次期プランでは、ロールモデルの提示など、女性職員のキャリア形成支援を図るとともに、ジェンダー平等意識向上のための管理職研修実施など、組織が組織側の環境改善も進め、女性職員の選択肢拡大に向け、庁内全体で取り組んでまいります。

以上でございます。

知久教育長私からは、図書館の開設や運営に当たっての区民参加の仕組みと、他自治体の先進事例等に見られる参加のプロセスをどのように取り入れるかについて2点お答えいたします。

図書館は、資料の収集保存、貸し出しといった従来の役割に加え、区民の学びや多様な交流、地域活動を繋ぐ場として、その重要性が一層高まっているものと認識しております。

そのため、利用者を始めとする区民の声に丁寧に耳を傾け、その声を施設やサービスの向上に繋げていくことが重要であると考えております。

区ではこれまでも、図書館整備や運営に当たり、運営協議会での議論や区民ワークショップの実施ボランティア団体を始めとする地域団体との連携など様々な取り組みを進めてきました。

一方で、利用者ニーズが多様化する中で、区民参加のあり方についても工夫を重ねていくこ

とが求められているものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、次期図書館ビジョンを見据えた自治体の先進事例も参考にしながら、相談度構想段階からの対話や多様な主体の参画を重視し、図書館の将来像を共有しながら検討を進めてまいります。

また、計画策定後無継続的に意見を伺い、その成果を運営に反映する仕組み作りに努めるなど参加と協働を図書館運営の基盤として、これからの時代にふさわしい図書館作りに取り組んでまいります。

私からは以上です。

北川みどり 33 推進担当部長はい私からは緑政策に関しまして 2 点ご答弁いたします。

初めに次期みどりの基本計画の策定に向けた目標や取り組みの考え方についてです。

みどり率 33%などを目指しました世田谷みどり 33 は区民事業者とともに共有する区のみどり政策のシンボルとして、多様な取り組みを推進するとともに、緑を守り育てる意識の醸成におきまして大きな役割を担ってきました。

目標としてきました。

薬 100 周年時の達成は厳しい状況ではありますが、引き続き世田谷らしい緑政策を推進していくため、次期計画におきましても、世田谷みどり 33 は達成年度を定めない長期目標として継承すべきものと位置づけ、その歩みを続けていく予定でございます。

その上で、国分寺凱旋や農地の緑区民が緑で、身近で実感できる緑区民とともに育んできた緑など、世田谷らしい緑を守り育てるという視点などに基づきまして計画期間の目標像や区民と成果を共有。

実感できる指標を設定し、重点的に取り組む施策を検討してまいります。

次に公園などにおけるグリーンインフラの整備と水害対策との連携についてでございます。緑は自然環境としてのみならず多様な価値があり昨今の猛暑の日々が続く気候変化に対応していくためにも都市における樹木の大切さは増すばかりと考えてございます。

また、自然の持つ様々な機能を積極的かつ有効に活用するブルーインフラの整備は水害における流域対策として重要な取り組みと考えておりまして公園などの新設改修では、雨水貯留浸透施設などのグリーンインフラを積極的に設置するとともに、近年では、玉川野毛町公園などに自然石や地形の変化などになどの特徴を生かしまして利用者に親しまれる雨庭の整備を行っているところでございます引き続き公園緑地公園緑地ならではの創意工夫を取り入れまして水の浸透対策費を増やすなど水害対策と連携した公園整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは 3 点ご答弁いたします。

初めに、子供の権利委員会による政策の評価検証と子供自身への条例の周知度を実感度の把握、相談救済の仕組みについて併せてご答弁いたします。

子供の権利委員会では、若者委員と大人の久美委員、学識経験者委員が、区の政策、政策に

おける子供の権利保障について評価検証を進めております。

今季は意見を表明し、参加参画する権利の保障状況を検証するため区内の中高生や保護者、教職員等を対象にアンケートを行った結果を評価検証し、改善点等を取りまとめ、来年 6 月に区へ提言する予定です。

アンケートでは回答した中高生の約 46%、2975 人が子供の権利条例を認知しており、3 年前より 30%以上向上しております。

権利委員会の議論では、子供が自らの意見で変化を起こす体験を増やすことが権利意識の向上に繋がると指摘されており、今後の取り組みに生かしてまいります。

またお話の子供の相談 9 歳は世田谷ホット子供サポートが個別権利救済を行っており子供の思いを丁寧に聞きながら、対人関係や家庭家族の悩み、いじめなどの相談に対応しております。

次に、保育待機児童対策における当面の受け皿確保についてです。

令和 9 年 4 月入園に向けては開設が決定している。

新規保育施設の着実な正規整備とともに、既存保育施設の受け皿確保も重要であると認識しております。

私立保育園には定員拡充のための準備経費補助や区の要請に基づき確保した。

一、二歳児定員の欠員保障の制度を説明しながら定員確保の要請を行い、各園との個別交渉も行っております。

また再整備に向けて全員の計画的減少している区立保育園では定期利用保育の実施も予定しており、引き続き既存保育施設にも最大限の協力を得ながら、定員の確保に努めてまいります。

以上です。

長池危機管理監私からは千葉の教訓を踏まえ、区内でもハザードマップの想定区域外でない水氾濫リスクを最低限すべきについてお答えします。

区が発行するハザードマップのない水氾濫、中小河川交通違反は、東京都が公表した浸水想定区域図内等をもとに浸水の深さ、避難所、アンダーパスなどを示しており、その降雨条件は想定しうる最大規模の降雨とし、先般の千葉豪雨の雨量を上回る。

時間最大雨量 153 ミリ、総雨量 690 ミリの想定となっております。

ハザードマップに示した浸水想定区域外でも建物の構造等により浸水する可能性があるため、ハザードマップにおいて、浸水想定以外に、過去の浸水箇所や状況が掲載された区ホームページを案内するなど、引き続き様々な方法で水害リスクを示す工夫を図ってまいります。

以上です。

畝目土木部長私からは、区内アンダーパスの対策等についてのご答弁です。

現在世田谷区のハザードマップでお示しております。

アンダーパス等は国道と都道に 7 ヶ所、工藤はセンタートンネル 1 ヶ所がございまして状

況に応じ、現地では冠水情報表示板やかん水の深さがわかる路面標示排水ポンプ等が設置されております。

国は、このたびの冠水事故を踏まえまして事前交通規制等の実施や車両進入防止対策強化の検討を自治体に通知しましたが区では既に事故防止に向けまして、区道を改めて確認しており、その結果、国士舘高については、下水道幹線に雨水を直接排出する構造となっておりますが、万が一に備えまして、注意喚起の看板や路面標示などの設置を順次進めるとともに、車両侵入を防止するための遮断機等について検討を行ってまいります。

また、悪童では 2 ヶ所目としてハザードマップへの追加表示を行っていくことといたしました。

今後、警察や関係機関と連携した迅速な通行止め等の対応とともに、注意喚起等の情報発信の両面から、安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

うねめ豪雨対策推進担当参事は私からは東京への豪雨対策における経営継続的な要請に関してのご答弁です。

豪雨対策における河川下水道整備については、東京都が担っておりまして、区では周辺 9 市を構成員とする協議会等を通して、この 10 年間に、河川 6 件、下水道 12 件の事業における早期整備についての要望を継続して行っていました。

こうした活動によりまして野川の河川改修の完了や完成間際間近の大矢沢文水路、授業中の蛇崩川増強幹線などを 9 件の実績がございましてまた他に 9 件につきましては構想計画段階となっております。

こうした整備や構想から施工まで長期間を要しますが早期に事業が実現できますように協議会や個別調整の場におきまして、要望の背景をしっかりと伝えとともに、これまで以上に整備への協力を進めるなどなど、働きかけを強めてまいります。

以上でございます。

池田清掃事業再編担当参事は災害廃棄物の仮置き場についてご答弁いたします。

災害廃棄物の仮置き場は、区立公園等を候補地とし、災害状況に応じて具体的な指定を行う予定ですが、発生量によっては、仮置き場が不足する可能性も否定できないと認識しており、現在 23 区共同で仮置き場を経由しない処理先への直送などの選択肢を含めた検討を進めているところでございます。

引き続き災害時のゴミ収集の目安となる日程などの区民周知を図るとともに、発災時の仮置き場の迅速な指定等区民周知に取り組んでもらうまいります。

以上でございます。

玉野会計管理者私からは基金運用についてご答弁申し上げます区では毎年公金運用計画を策定し積立基金の一括管理運用を行っており、令和 7 年度の平均利回りは 0.56%となっております。

また今年度につきましては、定期預金利率が上昇していることから追加で預け入れを行う

など、全体で約 12 億円を超える利子収入額を見込んでおります。

引き続き日々の情報収集や証券会社等との定期的な運用相談等を継続し、積立目的に応じた事業への活用などに備えるため、満期償還を迎えた債権について、金利環境の変化を的確に捉えながらよりよい商品を購入するなど、積極的な基金運用を着実に進めてまいります。

以上です。

田中政策経営部長私からは 3 点。

まず、官民連携の課題についてご答弁いたします。

テーマ設定型による募集はテーマの提出方法を含め、各自治体での取り組み状況は様々であり、区としては、具体の連携による課題解決の実現が重要であると認識しています。

新たに導入した実証実験提案制度では、昨年度の 2 件に加え、今年度は全 4 件を、テーマ設定型で取り組み、実現事例が徐々に増えています。

今後もテーマ掲出時に、担当部署のニーズを明確にし、民間事業者の皆様には、自身のノウハウでの地域課題解決が今後の事業展開に生かせるものであるとメリットを感じて、トークテーマに着目いただけるよう工夫を重ね、成果に繋げてまいります。

次に、実証実験の課題についてです。

実証実験提案制度では、区が一部経費を負担する範囲を少額随意契約の基準額内とすることで手続きを簡素化し、迅速な実証実験の実施を可能とする仕組みであり、提案する書簡のニーズに沿った実証実験に繋げております。

一方で、実証実験の結果、本格的な事業化はせず、別の手法で課題解決を図るケースや、お話の通り、実証実験を実施した事業者が本格実施時の公募への参加を見送る事例もあります。

今後も、当該制度の改善に向けた自治体の事例などを分析しながら、区が選ばれ、より有益な連携事業の実施に繋がる仕組みとなるよう検討してまいります。

次に、神尾がエリアの国有地についてです。

上用賀 1 丁目地区にある当該地は、区内でも希少な大規模未利用地であり、周辺住民の皆様からも高い関心が寄せられているものと認識しています。

また、まち作りの観点からも、広域避難場所機能の維持向上や緑豊かな市街地環境の形成を図る上で重要な土地であると考えております。

区としては、引き続き国の動向や土地利用の条件を的確に把握するとともに、地域ニーズや行政需要を踏まえながら、当該地の活用のあり方も含めた検討を進め、時期を逸することなく、国に働きかけてまいります。

私から以上です。

五十嵐経済産業部長私からは中小企業支援としてのシニア人材のマッチング等についてご答弁いたします。

事業者の人手不足が課題である中三茶おしごとカフェにおける就職決定者数の約 3 割が 65 歳以上となっておりシニアが重要な人材であることが伺えます。

シニア就労の後押しとしては、ハローワークと連携した就労面接会や三茶おしごとカフェでの就労相談、セミナー等の実施に加えシルバー人材センターでは派遣事業への参入により会員への多様な仕事の提供に努めております。

引き続き、シニア人材の経験などを活かせる求人開拓や事業承継の担い手としての後押し、事業者への有効な情報提供など、他自治体の事例研究や、他授業や関係機関との連携可能性も探りながらシニアと事業者の双方に資する施策の実施に努めてまいります。

以上でございます。

杉中障害福祉部長、私からは、重度障害者向けグループホームの整備についてご答弁いたします。

区では、障害者施設整備等に係る基本方針に基づき、重度障害者向けグループホームの整備を進めており、このたびの暮らし大倉の医療的ケアにも対応する。

重度障害ユニットの利用者募集に対して、定員 10 名のところ、医療的ケアが必要な方も含め、50 名以上の申し込みがあり、依然として施設の需要が高いと認識しているところです。障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続きこういう値等を活用した施設整備を促進するとともに、更なる整備拡充に向けて必要な支援策を検討してまいります。

以上です。

川島高齢福祉部長私からは、介護従事者向け居住支援特別手当についてご答弁いたします。都の居住支援特別手当事業は、所定労働時間が週 20 時間以上の介護職員等を対象に、勤続 5 年目までは月額 2 万円、6 年目以上は 1 万円の手当を支給するもので、議員ご指摘の通り、短時間勤務者が対象外となること親、勤続 6 年目以降に、手当額が減額となる制度であることは認識しております。

介護職員は勤務法人の人事異動等により、区市町村の枠を超えて勤務することもあり、広域的な政策の展開が必要であるため、国の介護報酬の動向を踏まえつつ、短時間勤務者も含めた支援対象の拡大や、勤続年数によって処遇が低下することのないよう、都に対し、事業の拡充を要望してまいります。

以上です。

どうぞ烏山総合支所長私からは千歳烏山駅周辺のまち作りについてのご答弁です。

再開発が検討されている区有地は、駅前広場整備に伴う代替地として取得したものであり、ご指摘の通り、雲土地所有者の立場にあります。

一方区は土地所有者としてだけでなく、駅前広場南側地区の再開発事業を含む地域全体のまち作りを進める立場でもあります。

その中で、事業の将来性や資産価値に不安を感じる地権者がいることも認識しております。このため、千歳烏山駅周辺のまち作りを進めるにあたっては地域の皆様のご理解が大変重要であると考えております。

これまでもちとからまち作りフォーラムなど様々な機会を通じて、多くの皆様からのご意

見やご提案をいただいてまいりました。

今後も、いただいたご意見等を再開発準備組合に伝えるとともに、地域の皆様のご理解が深まるよう、引き続き協議調整を行ってまいります。

以上でございます。

中務詩央議員ご答弁ありがとうございました。

はい区長の制作、いろいろ取り上げていただいて本当に具体的に進展したものも多々あるかなと感じています。

一方でもう一つ思い出したのは元々区長が就任された頃うちの区は待機児がすごく多くてですね。

その後一生懸命その待機児対策や一時期、待機児がゼロになったといったこともありました。

子育てに本当に教育子育て保育力を入れてきたところここにきてまたこの待機児が増えてしまった。

まさに就任時代に振り出しに戻ってしまったんじゃないかというような現状かと思ってるんですけれどもこういった課題についても本当に区長としてまた引き続きどのように取り組んでいかれるのかお聞かせ管保坂区長最終本にご答弁申し上げます。

確かに待機児が生命を超えるという大変な状況の中で、年間 10 ヶ所を超えてですね。

同時並行でもう 2 年分 3 年分と次々と保育園の開設をしていくという時期がございました。結果、それらの整備が一定の需要を満たし待機児ゼロと発表できるときが何年かございました。

この間本年に関して 500 人というですね、保育園希望者が急増するというような事態が不覚にもそこまでの予想をしていなかったということは利用者の方は保護者の方に申し訳ないと思っております。

秋に保育園に入るということを区立保育園で試行的に実施をしていますけれども、やはりすぐに埋まってきます。

待機児ゼロであっても生まれ月によっては認可保育園全部埋まってるという年に 1 回しかチャンスがない。

こういった保育の制度の抜本的なですね、見直しについても区でできること、やはり国の制度について改めていただかなければならないことこれはもうを整理しながら改善を期してまいりたいと思います。

中塚幸代議員ご答弁ありがとうございました本当に子供の数が増えてる以上にやはり共働きをしないとこの区で食べていけない保育料が無料になったと無性になったということでお子さん預けて働きたいという方が本当に増えてるんだと思います。

この物価高それから家賃が非常に上がっているこういった課題を解決していかないと今までと同じあの考え方で保育園をどんどん作っていてもとても高需要を賄えきれない現状だと思います。

区民の生活が本当に安心して賃上げ、物価高に負けない賃上げ等を実現していけるような世田谷区あの地域経済の発展の方にも力を尽くしていただきたいと要望を申し上げまして代表質問を終わりとさせていただきます。

以上で中塚幸代議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

代表質問を続けます。

改革無所属の会を代表して、47 番桃野佳史議員議長 47 番浜野喜史議員質問通告に基づき質問します。

9 月 4 日の記者会見で、保坂区長が来春の区長選挙に立候補し、5 選を目指す旨を宣言しました。

区長はその際の発言を自身の SNS でも宣伝していましたのでそこから引用します。

パネルを御覧ください。

住民参加、参画の民主主義のあり方を作り直す取り組みがあちこちで成長し、形を作り出し始めています。

中略、参加と協働が実現しました。

引用以上です。

何やら住民参加のクセが近年、自らの力で実現し出したかのような口ぶりですが、参加と協働は、保坂区長が新たに打ち出したものではありません。

区長公選制復活後の小学生以来、まち作りの主体は区民と明示した。

1978 年の基本構想神戸市と並ぶ先進事例と言われた 1982 年のまちづくり条例など世田谷区が半世紀にわたり区民参加のまちづくりを重ねてきた歴史があります。

それを今、自らの力で実現し出したと言わんばかりの態度は先達に対してあまりに敬意を欠くのではないのでしょうか。

むしろ私は保坂区政以前の区政に区民参加に対するより強い思いを感じます。

例を挙げます。

千歳烏山駅前再開発において、参加と協働は行われているのでしょうか。

7 月 29 日に審査された陳情令 811 号にあるように地域の皆さんから、この事業の仕組みへの疑問、説明不足による不安を払拭できずにいる。

との声が上がっています。

区はそうした声に応え、今はまだ地域の合意形成に時間をかけるべき段階ではないか見解を伺います。

千歳烏山駅前再開発については、我が会派の大場正明議員が一般質問で取り上げますが、本日は、再開発における、いわゆるたら、タワーマンションと駅前広場の関係について聞きます。

再開発は、区の事業である駅前広場の整備と一体で進められています。

駅前広場区域内の地権者の中には、マンションの床との権利変換を選択する方もおられる仕組みです。

タワマン建設が計画通りに進まなかった場合、地権者は移転することができず、駅前広場整備に支障が出るのではないのでしょうか伺います。

また近年、タワマン建設は計画通りに進まない事例が多々見られますが、区は、今回の計画が支障なく進み、駅前広場も予定通り完成すると言える情報持ち合わせているのか伺います。

次に、保坂区長の多選の弊害についてです。

区長は、9月4日の記者会見で多選について問われた際、多選批判の論拠は、自分には当たらないといった趣旨の発言をしていました。

米欧米国の心理学者、バッファ―9名は権力のパラドックスの中で権力は他者への共感を低下させること、社会的ルールや道徳を破らせやすくすること傲慢な自己評価を生むことなどを示し、そうした権力者の行動によって組織の著しい士気低下などが引き起こされ、ひいては社会に経済的・心理的なコストをもたらすと指摘しています。

私は、令和6年2月22日令和8年2月20日の本会議にて、世田谷区役所では、定年退職などを除く普通退職者、そして、求職者数が増加し続けていること、メンタル不調による休職者数が増加し、市レベルの自治体平均を大きく上回っていることを明らかにしました。

これこそ、毛穴の指摘に保坂区長補佐学生が符合する現実ではないでしょうか。

以下、区長の意思決定におけるおごり組織の乱れの観点から質問します。

まず、8月13日の豪雨時の対応についてです。

気象庁は前日12日の段階で13日夜にかけて警報級の大雨となるおそれがあるとしていました。

そして翌13日、世田谷区内では、野川・仙川レベル法氾濫危険警報・レベル法大雨危険警報・レベル3土砂災害警報が発表され、区は、水防本部第3次警戒配備体制を敷きました。

そのとき、区長はどこで何をしていたのでしょうか。

これも区長自身がSNSで宣伝していましたが、区長は沖縄にわたり、知事選挙を控えた玉城デニー知事の政治集会に参加していました。

私は動画配信を見ましたが、地元にとどまってオンラインで参加する他のゲスト主張とは違い、区長はただ一人、那覇市内の会場で一生懸命玉城知事を持ち上げていました。

秘書課長に確認したところ、区長は当日一度も役所に登庁せず、沖縄へ旅立ったとのことでした。

前日から警報級の大雨が警戒されていた以上、区民の命を守る黄色としての責務私的な政治集会への参加のどちらを優先すべきだったかは明白です。

区長は自身の判断の誤りを認め、今後は災害への対応を最優先すると約束できるのか伺います。

秘書課長によると、区長は翌 14 日の午後、羽田空港まで公用車を迎えにこさせて役所へ向かったとのことでした。

私的な政治集会からの帰路がなぜ公用車なのでしょう。

また、社内で打ち合わせをしたと、定番の言い訳をするのかもしれませんが、向かう先がやや少なだから、役所に到着してから打ち合わせをすればよいことです。

もし、一刻を争う事態だったならば、それこそ沖縄へ行ったことが間違いです。

この公用車利用は不適切と考えます見解を伺います。

13 日の警戒配備体制の際、区長だけでなく、2 名の副区長も休暇で不在だったと秘書課長に聞きましたが、事実でしょうか。

前日からの警戒、同日は警報が発生。

発令される状況下で、区のトップである特別職 3 名が揃って休暇とは問題ではないでしょうか、見解を伺います。

9 月 1 日の文教委員会で報告された教育交流事業について聞きます。

区はこれまで、姉妹都市への小町小中学生の派遣事業を行ってきましたが、新たに姉妹都市でもない。

アメリカのポートランド市への中学生派遣事業を始めるとのことです。

ポートランドは、区長がシンポジウム等で礼賛していた街です。

確かに、2010 年代、全米 1 住みたい街として、日本のメディアで大々的に取り上げられ、ブームといえる状況がありました。

区長がポートランドに関する著書を書かれたのも、そうした時期です。

しかし、今ではかつての美点は失われ、街は荒廃しているとの報道もあります。

一般財団法人日本経済研究所が Web 掲載している。

米国ポートランド視察レポ変貌する中心市街地の現状と日本のまち作りへの示唆。

2025 年 67 月号には、市中心部では、ホームレスや薬物中毒者空きテナント町の不衛生さ、歩行者の少なさ等が目立ち、過去に称賛されていた公共交通や歩行者用の賑わい空間も利用者はほとんど見られなかったとあります。

また、行き過ぎたリベラルがダウンタウンの荒廃を招いた旨も示されています。

区長の思い入れが強いからといって、このようなまちに中学生を派遣するのは適切でしょうか。

名古屋市ヘコヘコの辺野古沖で小型戦が転覆し、研修旅行中だった生徒と船長が死亡した事故も記憶に新しい中です。

派遣事業において子供たちは間違いなく安全だと言えるのかお答えください。

本年 2 月 20 日の本会議で指摘したように、保坂区政において、金品亡失が相次いでいます。

もはや、性善説で犯罪や事故は防げないのではないのでしょうか。

現金等は使う場所においては一刻も早くキャッシュレス化、セルフレジの導入を、そして真面目に働く職員のためにも、防犯カメラを設置すべきだと考えます見解を伺います。

9月1日の企画総務委員会で示されたように、昨年10月、道路管理下で現金1万1050円が亡くなった事件について、監査委員から厳しい指摘を受けています。

令和6年2月に約30万円の生活保護費が亡くなる事件があり、その際、監査委員から対策を求められていたにも関わらず、監査結果を部長会で共有したものの、現場には特段の指示をしていなかったということです。

要は、区職員が監査結果を真摯に受け止めていなかったからこそ、再び現金紛失が起きてしまったということです。

なぜこんなことが起こるのでしょうか。

令和6年3月6日令和7年7月1日と審議をした件について質疑をした件について改めて伺います。

区長が狛江市の自宅、そして区内に借りたマンションを公用車で行ったり来たりしていることに関連して、監査委員から車の使用が基準に合致するか否かの判断が恣意的なものとなるから区長の自宅として取り扱う場所を届けさせるなどの適切な手続きを整備しておくことが望ましいと指摘されています。

しかし区長は未だにこの指摘を無視したままです。

区長は駒井の自宅からだろうが、別に借りたマンションからだろう。

また、私的な政治集会の移動でも公用車を使いたいから監査委員の指摘を聞かないのだと思いますが、そんなことをしているから、区職員も監査委員の指摘を軽んずるのではないのでしょうか。

漠然簡単なことです。

まずは区長が監査委員の意見に従い自宅を届け出て公用車を適切に運用することから始めるべきです。

見解を伺います。

待機児童は素案の作成について聞きます。

令和8年度の保育待機児童は166人と世田谷区が全国ワーストワンです。

ワースト2は足立区の106人ですが、9月8日の東京新聞で報道されているように、足立区の近藤弥生区長は9月4日の記者会見で足立区なら子供を預けて働けると、転入してきてくださった方に、本当に申し訳ないと謝罪していました。

一方、区長は全国ワーストワンが明らかになった後の9月4日の記者会見でも重く受け止めると表現するにとどめています。

先ほど、権力のパラドックスに関連して申し上げたい。

他者への共感力が区長にあるなら、足立区長のように、区民の皆様に申し訳ないという気持ちが自然と出てくるのではないのでしょうか伺います。

東京都の制度により、昨年9月から保育料等の第一種無償化が実現しています。

一方で保育の必要性が認定されたが入園できず、認可外施設等を利用する利用される方の自己負担はいかほどになるのか、自己負担分は区が支援すべきではないのか伺います。

そして、来年度の待機児童はゼロになるのか、区は待機児童ゼロへの道のりをどのように描いているのか見解を伺います。

待機児童は素案の中で、子育て世帯に区内に住んでもらおうと、現金 30 万円や電子マネーを配るずっと世代事業は大きな矛盾です。

即刻やめて、待機児童対策にその予算や労力を当ててべきです。

見解を伺います。

補佐学生の民泊推進について聞きます。

6 月 10 日の本会議で我が会派のひえしま進議員がなぜ区長は区長会での住宅宿泊事業の適正化に関する要望書に加わらなかつたのかと問うた際、区長は、本要望は、厚生労働大臣、国土交通大臣観光庁長官宛てを想定していましたが、5 月 27 日、自民党幹事長代行に提出されたと言っていました。

あたかも、特定の政党にのみ提出されたような答弁ですが、実は異なります。

事実確認をします。

このような要望の他、他区では、営業日数の上限を従前より厳しく制限するなど、民泊に厳しい規制を課す流れが強まっていますが区長は、条件付きながら、住居専用地域での営業日数上限を増やすなどの民泊規制緩和すなわち、民泊推進の姿勢を打ち出しています。

現在の条例では原則、住居専用地域では、土日や祝日しか営業できません。

一方、ただし書きで、例外的に区長の裁量で平日の営業を認める条文があります。

現在、ただし書きで、平日営業を認めているのはいかほどか。

また、ただし書きでの許可が多い場合は例外と減速がひっくりかえ、最良の乱用ではないのか伺います。

原則が守られずしてなし崩しの規制緩和は許されません。

区長は、不適正な事業者は厳しく指摘し、規制し、適正な事業者を支援すると繰り返し述べていますが、この考え自体が区民感覚とずれているのではないのでしょうか。

多くの区民は静穏な住環境を望んでいます。

ゆえに、事業者の運営姿勢に関わらず、民泊そのものを厳しく規制してほしいというのが区民の願いでしょう。

民泊利用者の大半は、旅行者です。

時間帯を問わず、見知らぬ人が頻繁に出入りする環境は、それだけで住民の日々のストレスになりかねません。

旅行中は気分が高揚し、1 日の思い出を語り合っついで声が大きくなることもあるでしょう。仮に事業者がその都度注意して騒音が収まったとしても、翌日には別の旅行者がやってきて、同じ騒音トラブルを繰り返しかねません。

結果として住民にとっては毎日うるさい状態が続くことになります。

どれだけ事業者側が迅速に対応して責任を果たしていると主張しても、住民の負担が解消されるわけではないのです。

つまり、旅行者に対する受容性が相対的に低い住居専用地域、宿泊施設を立地させること自体に無理があるのではないのでしょうか。

見解を伺います。

9月7日の読売新聞によると、新宿区が数十件ものを事業者に業務停止や廃止命令を出しても、民泊への苦情は減っていないそうです。

これは行政が事業者を厳しく指導するだけでは、住民の生活環境を守れないという証左ではないのでしょうか。

また記事では、民泊に個別に対応する人員が不足しているともありますが、区の体制はどうでしょうか。

苦情が増え続けている以上、今必要なのは、規制緩和ではなく、苦情の未然防止に向けた体制強化、そして、民泊の営業地域や予備日数を厳しく制限することだと考えます。

見解を伺います。

ここでも区長の政策には一貫性が欠けています。

出馬表明の際、若者や高齢者の住宅何を課題に挙げていましたがそれなら物件を民泊ではなく、賃貸市場に誘導すべきで、住居専用地域での民泊を減資原則禁止することこそ製作になるはずですが、区長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

保坂区長桃野議員にお答えをいたします。

まず参加と協働についてでございます。

私は就任以来、複製運営において参加と協働を基本理念に掲げてきました区民の皆さんとともに、地域の課題解決やまち作りを進めていこうという趣旨でございます。

その際、地域で暮らし、活動されている皆さんと対話することを重んじてきました。

議員ご指摘の千歳烏山周辺のまち作りでは、これまで人からまち作りフォーラムの開催を初め、説明会オープンハウス情報交換会やアンケートなどを通して、多くの皆様からご意見、ご提案も伺ってまいりました。

一方再開発事業については、さらに話し合いの機会を求める声や、より詳細な説明を望む声があることも認識しております。

千歳烏山周辺のまち作りを進めるにあたっては地域の皆様のご理解が重要であり区としてはこういった地域の声を真摯に受け止め、地域住民による情報共有や対応を重ね、不安や疑問の解消に努め、相互理解を深めるための努力を続けているところでございます。

今後も、区民の皆様への丁寧な情報提供に努めるとともに、様々な機会を通してご意見を伺いながら、参加と協働基軸に、地域の皆様とともに、千歳烏山のまちづくりを進めてまいります。

次に2A8月13日に開催された沖縄での実態フォーラムについてのご質問でございます。

私は区長として昼夜を問わず世田谷区のを事務を管理執行する責任を負う掘っており、緊急時において必要な連絡調整や指示を迅速に行うことが求められていると自覚しております。

す。

今回の沖縄の件については区役所側とも区役所聴取ともよく連絡を取り、当時の出発時点で、大雨注意報などの気象情報が発表されておらず、また気象状況が急変した場合にも、対応ができるよう改め、あらかじめ連絡体制を確保しておりました。

その後 15 時 58 分に井野川仙川に氾濫危険情報が発表されたことを受け、副部長を本部長とする水防本部の緊急連絡体制がとられ、さらに、17 時 6 分には大雨および土砂災害に関する警報の発表を受けて警戒配備体制へ移行いたしました。

私自身も水防本部から LINE WORKS を通して随時報告を受け取るとともに、区ホームページやメール等における情報発信の状況を確認しつつ、必要に応じて電話での確認を行うなどを区役所に伝えまして区の対応状況を逐次把握しておりましたさらにいかなる場合でも急な判断が求められる場合には連絡を受け対応をする体制をとっておりました。

区民の安全確保は、区政運営において最も重要で優先されるべきものでございます今回も区民の安全を最優先に考え、必要な連絡指揮体制を確保した上で対応したものであり、ご指摘のように区民の安全よりも別の活動を優先したというものではございません民泊についてのご質問、御でございます。

この間、検討中の条例素案が規制を緩和し住宅宿泊事業を無原則に推進するかのような一部報道もありまして区民の皆様にご不安、ご心配を与えてしまっていることについてなお、説明を奥地草なければならないと考えております区の考え方を整理させていただきます。

この条例素案は一言で言えば、悪質な事業者には厳しく、善良な事業者には開かれた運営という考えで貫かれております。

例えば近隣への説明もなく苦情に応じず、ゴミの管理もいい加減にしている。

いわば、問題のある事業者に対しては、ルールを明確にして、規制を強化するものであります。

他方で、地域に根を下ろし、近隣との信頼関係を築きながら、地域社会の一員として、当たり前前の責任を果たしている運営を行っている事業者についてはその活動の幅を広げるものであります。

また私は繰り返し、民泊の問題において、旅館業に就いて重要な問題のあることを発言しお伝えして参りました今回の質問では住宅宿泊事業のみにクローズアップされておりますが条例素案では、旅館業についても、問題のある事業者に対して同様に、ルールを明確にして現在非常にその規定が曖昧なところ、今日、規制強化をしする内容になっております。

議員からご質問も踏まえ、区民の皆様にご理解いただけるように引き続き、項目ごとに条例改正前後の比較表をホームページに掲載するなど、個々の質問に対して区の考え方を明らかにしてまいります。

なお、これまでも取り組んできた若者高齢者同性パートナーシップなど、住まいの確保に困難を抱えている方の居住支援や若者子育て世代の定住住み替えの応援など、住宅施策については引き続き充実に努めていくところでございます。

待機場についてどう受け止めているかというお尋ねでございます。

さっきの第2回定例会の招集挨拶で申し上げた通り、本年4月の保育待機児童が166人と、大変大幅に増加したことを重く受け止めております。

また、先月のこども家庭庁の大好評におきまして世田谷区が全国最多であることが判明いたしました。

500人を超える申し込み普通の増加を予測することができず、多くの区民の保育ニーズに応えられなかったことについて、区民の皆様に申し訳なくお詫びを申し上げたいと考えております。

現在保育待機児童の解消に向け保育施設の前倒し整備などの対策を全力で進めています。

引き続き、定員確保の取り組みを着実に進め、区民の皆さんが安心して子育てができるよう、保育待機児童の解消に向け、全力で取り組んでまいります。

以上です。

中村副区長私からは8月13日、区長の他2人の副区長もお休みを取っていたのかというご質問いただきました。

8月13日、私と清水副区長はいわゆるお休みをいただきました。

一方で、副市長は使用形態にLINE WORKSを登録し、24時間、土日や勤務日を問わず、水防本部を初め区内の火災や不振不審者事案の発生など、勤務している場合と同様の時、情報を共有し緊急事態に備える体制をとっています。

8月13日におきましても、両副区長とも庁内にはいませんでしたが、LINE WORKSで送信される。

水防本部からの注意報や警報などは全て把握をしており、必要があれば指示を出し状況が悪化すれば盗聴できる環境にいました。

昨今、使用状況の激甚化、頻発化を目の当たりにし、区民の命と暮らしを守る責任の重さを改めて感じています。

福副区長として土日休日を問わず、危機感と緊張感を持って状況の把握に努め、迅速かつ的確な対応に全力を尽くしてまいります。

以上です。

どのした道路交通計画部長私からは千歳烏山の再開発に関しまして再開発が計画通りに進まなかった場合に、駅前広場整備に支障が出るのではないかとこの質問にお答えいたします。都市計画道路事業と市街地再開発事業は法制度上をそれぞれ独立した事業で補助216号線や駅前広場は既に事業認可を受けていることから、再開発事業の進捗に関わらず、道路事業として進めることは可能です。

一方、駅前広場区域内の権利者が再開発事業による権利変換を選択した場合には、再開発建築物への移転時期との調整が必要となるなど、再開発事業の進捗が駅前広場の整備工程に影響する可能性がございます。

このような留意すべき事項はございますが区といたしましては個別の用地取得による道路

事業に加え、再開発事業との連携により、権利者の生活再建の選択肢が広がることから、駅前広場事業推進に繋がるものと考えております。

今後も再開発事業の検討状況や実現性を見極めながら、駅前広場の早期整備に取り組んでまいります。

私は以上です。

堂園から瀬山総合所長私からは再開発に関する近年た湾岸タワマン建設が予定通り進まない事例が見られる中、駅前広場は支障なく予定通り完成する情報についてのご答弁です。

近年、建設費の上昇や人手不足などにより、大規模な建築計画が見直される事例があることは区としても認識しております。

本地区については再開発準備組合から国土交通省が公表する建設工事費デフレーターなどの公的な指標も参考にしながら、建設費や住宅需要を初めとする市場動向など社会経済状況を踏まえて検討する、検討を進めていると伺っております。

現段階で将来にわたる事業の実施を確約できるものではありませんが今後、事業計画を具体化する中で、建設費や市場動向などの社会経済状況を踏まえ、資金計画を含めた事業の実現性についてクレームを確認してまいります。

以上でございます。

指導総務部長私からは公用車の利用について2点ご答弁申し上げます。

まず区長は昼夜を問わず区が実施する全ての事務について管理執行する権限等義務を負っており、様々な場所に置いて効率的な事務執行が可能となる体制を講じる必要がございます。

そのような認識のもと、公用車の運用につきましては、区民の皆様によりわかりやすくご理解いただけるよう世田谷区区長公用車の使用に関する基準を策定しており、引き続き以降の基準に沿って適正な運用に努めてまいります。

この度公用車の運行につきましては、8月13日の大雨の最終報告や所管からの確認依頼があった資料を速やかに区長にお届けした上で、区長の確認や指示を仰ぐ必要があったため、区役所に向けての公用車の運行をしたものでございます。

続きまして監査委員の意見に従う公用車の運用についてでございます。

区では、監査委員から職員へ賠償請求監査等の結果における韓国や意見に対し法令に基づき措置を講じて監査委員報告しているところでございます。

議員ご指摘の区長の自宅の届け出の手続きを整備しておくことが望ましいとする監査委員からのご意見につきましては運用の確認をいたしてございまして区長室において、業務上の必要性から区長就任時などにおいて、区長の自宅の場所についての情報を把握し、管理しており、監査委員の意見に沿った運用がなされていることから改めて届け出手続きを整備する必要はないというふうな判断をしているものでございます。

私からは以上でございます。

山田学校教育部長私からは、ポートランドへの中学生の派遣について適切なのか、また安全

だと言えるのかについてご答弁いたします。

姉妹都市以外の派遣先の選定にあたっては、区としてのこれまでの交流の状況を踏まえるとともに、生徒が異なる文化や多様な価値観に触れ、国際的な視野を広げることができる教育的効果を重視しております。

ポートランド市については、令和5年より毎年現地のテーマは中学校から40人程度の生徒訪問団を3年間続けて、世田谷区の中学校で受け入れてきた実績があり、多様性を尊重する文化や先進的なまち作りなど、特色ある取り組みが数多くある他、社会課題を含めた現地の実情に触れることも、生徒の学びに繋がることから、派遣先として適切であると考えております。

教育委員会といたしましては、派遣をいたしている旅行、旅行、旅行、旅行業者や現地校の関係者から随時いただいている情報や、昨年実施した現地確認の状況を踏まえ、安全確保に万全を期しながら実施してまいります。

以上でございます玉野会計管理者私からはキャッシュレス化そしてセルフレジの導入そして防犯カメラの設置についてご答弁を申し上げます。

この間財務会計上の事故が繰り返されていることについて会計事務の指導統括を担う会計管理者として大変に重く受け止めてございます。

現在区民窓口でのキャッシュレス化は一定程度進んでいるものの、現金の取り扱いは併用しており利用者自身が現金投入や決済を行うセルフレジ等の導入については現在各所管部において、窓口の実情を踏まえ、費用対効果や運用面での課題を整理している段階ではございますが事故防止には大変有効であると考えております引き続き、窓口業務におけるキャッシュレス化を推進するとともに現金取り扱いに関する管理記録表を適時。

現場の管理職が確認し定期的に会計市政報告するなど厳密で正しい現金管理に繋がるための新しい仕組みも検討してまいりますあわせてカメラの設置につきましては職員への丁寧な説明や設置場所等の課題を整理しながら引き続き検討してまいります。

以上です。

向山世田谷保健所長私からは住宅宿泊事業、いわゆる民泊に関連して6点のとお尋ねに順次お答え申し上げます。

まず民泊に関しての適正化に関する特別区の要望要請行動についての事実経過についてでございます本要望につきましては特別区生活衛生課長会、同保健衛生主管部長会、同副区長会総会、同区長会総会でそれぞれ議題となりましたが、その段階においては、厚生労働大臣、国土交通大臣への要望となっており、後に遠くからの要望で観光庁長官も追加になった結果でございます区は区長会の要請活動に加わらなかったため令和5年5月27日の報道によって、新宿区長、墨田区長および江戸川区長が自由民主党本部を訪れ、萩生田幹事長代行に良い住宅宿泊事業の適正化に関する要望書を提出した。

という事実を把握をいたしましたその後の報道等を通じて、新宿区長等が要望書を5月29日に観光庁6月4日に厚生労働省へ提出し、6月18日に国土交通省へ提出した事実を確認

してございます。

次に現行の条例において第一種低層住居専用地域などがただし書きを思っ平日上を認めている店は実態とその逆転現象があった場合の考え方等についてのお尋ねでございます本年 8 月末時点において区内に住宅宿泊事業の届け出住宅数と届け出住宅数は合計 558 軒うち住居専用地域である届け出住宅数を 175 件、その中で、失礼いたしました。

平日営業を認めているのは 145 件となっておりますこれは住宅宿泊事業の届け出住宅数全体の 31.4%住宅専用地域での届け出住宅数の 82.9%になります。

平日営業の申し出があった場合、区のガイドラインに基づいて、申し出書の内容、周辺住民への説明状況やその意見等を確認するとともに、営業開始後の一定期間における苦情の有無苦情対応の実情定期報告の履行状況等について確認をしてございます不適切な運営の実績がないかなど総合的に判断した場合には、平日が営業を認めており、これまで平日営業の申し出を認めなかった事例はございません。

なお、運用上、年間で 120 日程度の営業となるよう、お願いをしていることから実態としては年間 180 日のを営業している事業者は区内にはございません。

またこの逆転現象についてでございますが、確かに届け出住宅数の 82.9%ということで例外と原則が逆転していることは御指摘の通りでございますしかしながら、苦情の多発や苦情対応への不備、定期報告義務の不履行など不適切な運営を行っている事業者からの申し出は上げに認めておらず、水的な運用や裁量のダン様には当たらないと認識をしております条例改正素案においては、平日営業を認める要件として、家主が居住している他、家主が近接地に教授もしくは同一の建物内に居住するなど実態として家主居住型と同等であること、さらに金利に対して十分な説明期間を設けて真摯に不安や苦情に対応すること近隣からの苦情がなく定期報告を行っていることなど、適正な運営の要件を満たした実績等に基づくものとし、併せて現在は規定がない平日取り消し要件についても検討しております。現状では区のガイドラインに基づく運用となっており、平日営業を認めるか否かを判断してございますが今後は平日営業を認める要件を条例および規則に定めることとしております引き続き協議会久美区議会棟のご意見を伺って実態に即した厳格化が可能となるよう検討を進めてまいります。

次に遠くのような住居地域において宿泊事業を展開すること自体に無理があると思うがいかがかというご意見に関してのお答えでございます議員が御指摘の通り住居地域には相対的に外部への開放性が低く、観光需要力自体は小さいことなどは専門家による新聞記事等で英数承知をしてございます区内の住宅宿泊事業の届け出住宅の宿泊者の利用実績や協議会で把握された様々なご意見から、区内の宿泊者を単に旅行者とひとくくりにできない側面もございます。

例えば、区内のを受託事業の届け出住宅を利用されている方の 25%日本人であり、静音な住環境の中の届け出住宅や穏やかに休息をしたいという方、世田谷という地域が好きで、繰り返し訪れる方、ホームステイ留学生など、多様な利用方法もございます。

今後の条例改正においては、事業者への適正な運営の指導に必要な事項を条例に明文化し、区民の安全安心と静穏な住環境の確保に引き続いて取り組んでまいります。

次に条例改正以前に苦情発生のを予防に資する体制強化が必要ではないかという御指摘でございますが住宅宿泊事業を担当しております係は旅館業に加えて現在DPPを公衆浴場プール工業所、墓地等の許認可監視指導を担ってございます宿泊事業に移管する事前相談を届けて許可のジムへ貸し指導苦情対応等のを増大への対応と、このような他の公衆衛生業務への影響を回避するため、今年度から事前相談、苦情対応、標識のを提出確認等の業務を一部委託をしてございますが経験値を必要とする業務であり、委託事業者と今日にも重ねながら徐々に委託範囲を拡大しているところです今後さらに、苦情対応の迅速化や監視所の強化を進め区民の方に安心していただくためにも、区職員と委託事業者との業務分担のあり方や人員配置等について検討し、的確に対応できる監視指導体制の構築に努めてまいります。

私からのお答えの最後になりますが営業できる地域や曜日棒を制限する方向で条例改正をすべきではないかというご提案でございます。

住宅宿泊事業法では、条例で区域を定め、営業できる期間を制限できます。

区では、今後の条例改正において、現在と同様に、住居専用地域における平日の営業は制限を継続いたします。

また、さきの国交答弁の通り平日の営業を認める要件は、適正な運営の要件を満たした実績などとし、極めて限定的な要件を付与することといたします。

あわせて、平日営業取り消しの要件についても検討をしてございますその他、近隣への事前周知の範囲や期日に関することなど地域との調整に必要だと考えられる増光と一体で実効性のある運営実態の把握と厳格な指導が可能となるよう検討をしてまいります。

私からは以上です。

松本子供若者部長私からは保育待機児童に関し 2 点ご答弁いたします初めに、保育の必要性が認定されたが入園できず。

認可外保育施設等を利用される方などの自己負担についてです。

区は昨年 9 月より東京都の第一死保育料等無償化を受け、認可保育所等と認可外保育施設の保育料負担を是正するため、認可外保育施設利用者に対しても、国や都の補助を活用し無償化相当分として月 8 万円を上限に補助を拡充しております。

一方認可外保育施設は、事業者が保育料任意に設定設定できることから 8 万円を超える保育料が設定され利用者の自己負担が発生するケースがあることは認識しております。

補助上限の拡充は、保育料変更の呼び水となり、必ずしも利用者の負担軽減に繋がらないことが懸念されます。

引き続き国や都の補助を最大限活用し、利用者の負担軽減に努めてまいります。

次に来年度の待機児童はゼロになるのか待機児童ゼロへの道沿い道のりをどのように描いているのかとのご質問についてです。

今回の大破、待機児童の大幅な増加は、共働き世帯の増加や保育料の第一心無償化等の東京都の子育て政策などの複合的な要因により、保育の利用意向率が想定以上に上昇したことが影響しており現在一、二歳児を中心とした保育施設整備を前倒しで進めているところですが、施設整備に要する期間を踏まえますと既存施設の更なる定員拡充と取りうる対策を講じて、令和9年4月の待機児童解消は厳しい状況にあるものと認識しております。

区としましては、令和10年4月までの整備目標の着実な達成に向けて取り組むとともに、今後の人口動向や利用意向率などを中止し、保育事業に変動が生じた際は、更なる定員確保も検討するなど、早期の待機児童の解消に向け、全力で取り組んでまいります。

以上です。

佐藤都市整備政策部長はい私からは、待機児童はワーストワンの中ずっと世田谷は矛盾ではないか。

即刻やめるべきについてご答弁いたしますずっと世田谷定住住み替え応援事業は区の第4次住宅整備後期方針に掲げました。

子育て家族形成期に適した住環境の確保に資する支援策として、区内に一定期間お住まいの対象世帯に向け実施しており、6月の受付開始以降、8月末までに定住住みかえ両事業合わせ約150件の申請をいただいたところでございます。

東京都の施策の影響や就労等複合的な要因により保育園の入園希望者が増加している状況につきましては認識しております。

引き続き、子供若者部とも連携し、保育所の動向等を注視しながら、事業を進めてまいります。

以上でございます。

浜野喜史議員まず民泊でですね保健所長の答弁聞いて驚いたんですけども住居専用地域は、基本的には平日はやっちゃいけないわけですよ。

営業ね。

だけど但し書きで認めているという構図になっている。

今の答弁だと、併用の申し出があった場合に審査してますよと。

みてね問題ないですねという審査はしてます。

でもその結果申し出を認めなかった事例はないということが全部認めちゃってるわけですよ。

苦情の件数を見ると事前に課長ともちょっとやり取りしましたけれども当然住居専用地域からの苦情というのもきてるわけですよ。

地域別に見ると、令和7年度だと、大体ざっと3割ぐらいが15専用地域からの苦情のようです。

結局はですねそうやって審査して大丈夫だ平日もどうぞってやったところで、苦情っていうのはやっぱり出ちゃうんですよ。

だから、審査したって、それは本当に効果的なんですかっていうことなんです先ほど壇上で

申し上げたように新宿はそうやってね、いろいろやってるけど取り消しとかねいろいろやってるけど苦情の件数は減ってないということを報道でも出てきてるわけですね。

だからそういうやり方でやっていたら、結局区民からの苦情っていうのは収まらないんじゃないですかということを聞きます。

あと区長の答弁に関連しても聞きます何か区長条例改正案について、何か旅館業のことにしても聞いてほしいみたいな感じだったんで聞きますけどもそう。

あのその旅館業の改正の内容を見るとですね、騒音の防止とか鍵は対面で渡せとか旅館だったら当たり前のことをやれと言っているのに過ぎないんじゃないですかというふうに思うわけです。

で他の区の旅館に対する改正案、そういうのに比べれば遥かに緩いと思いますよ。

だから区長が言う。

その素案における 6 般業の規制強化というのはどういう点なんですか。

教えてください。

あと二つ目区長のこれも発言で、条例素案があたかも規制を緩和し、住宅宿泊事業を無原則に推進するかのような報道が区民の不安を煽っているんだと言わんばかりの答弁がありました。

私当然報道をチェックしてますけども、例えばあの手元でですね、あるものでいうと、例えば 9 月 13 日の東京新聞なんかは世田谷区民泊規制に逆行？営業日数増検討苦情対応強化もちゃんと苦情対応のことも書いてるんですよ。

朝日新聞も住居専用地域の民泊 120 から 180 日間は素案あとは住民の不安に配慮した新たな規制も盛り込むというふうに 9 月 3 日の新聞でちゃんと書いてます。

読売新聞も民泊営業日数間は素案住居専用地域 180 日についていう見出しで、あと苦情があった際の迅速な対応などを義務付けるとちゃんとね、正しい保存してると思いますよ私は区長が言っている。

総務原則に推進するかのような報道なんてあるんですか本当にあるんだが一つか二つでもいいから、それを挙げてください。

私はね区長のそういう発言に反してね区民の皆さんは条例素案の内容をちゃんと理解した上で反対の声を上げていますよ私は民泊を今よりも厳しく規制してほしいという声を多く聞きます。

それは理由は先ほど述べた通りです。

壇上で述べました。

それが逆になぜ住居専用地域で今営業日数の拡大、つまり規制緩和なのかということを問うているわけです。

苦情に迅速に対応するとかね、そんなこと書いてますけど素案の中に、そんなことはね。

商売やって当たり前じゃないですか。

そんな当たり前のことを条件にして、いい事業者だといって、規制緩和というご褒美を与え

るということがおかしいんですよ。

もう1個聞きますよ。

まだそれで報道の和賀区長の言ってる方ってどれですかということです。

それとあともう1個で区長は、民泊について、地域との共生というのもこれ繰り返し言っているんですね。

矯正が必要というなら、その目的は何なのか。

住居専用地域にあるべきものとして民泊を捉える理由を区長はどう考えているのか教えてください。

保坂区長再質問にお答えをいたします。

まずですね旅館業に関する規制ですが、いろいろ苦情あるいはその問題点だって他の区長たちのご意見実態もお聞きするとやっぱり旅館業に潜り込んでしまっている。

事業者で悪質なものが多いいということは、かねがね聞いてきました今回の素案では、開業にあたって周辺住民等への事前周知を行うことや、名称緊急連絡先等を木下標識ですね。

これを掲示しなさいと事業者の責任で廃棄物の適正な処理を行うこと、緊急時の駆けつけそして地区宿泊者に地域ルールや注意事項説明する。

玄関帳場もしくは同等の設備を置くこと等を入れております。

例がないようですけれども23区の区長会の中でのいわば民泊についての意見書の中にこういう内容も入れてくれということもその当時から主張をしております。

もう一ついわば偶然規制緩和ということが未だしいなりですね一定の要件でってということで非常にその具体的な要件はあまり書いていないで、そのまま住宅地域どんどん規制緩和するんだというようなあの内容の報道は見かけましたし、またそれに伴ってですね、SNSの世界ネットの世界ですけれども世田谷区で例えば民泊をどんどん推進してですね。

悪質な事業者がどんどん入ってくるのではないかというような不安の声なども見かけるといことで申し上げたところでございます。

民泊ふう自体はもう10年までいきませんが東京オリンピックパラリンピックに向けて、あるいはそのインバウンドの観光大の人々を受け止めるには宿泊施設が足りないということで国が音頭をとって推進した政策でございますそれについて当初、どんどん積極的にやっていこうというようなことよりはどのような問題が起こるのかということも含めて慎重に議論した結果制度をスタートし定期しています。

私どもとしては、条例を作ってそして説明を民泊の事業参入を希望する事業者の説明をですね、その説明をもとに事業を開始した方々に対して、ルールを説明したルールを破るものについてはこれは厳しく規制をしなければいけないというのは当然のことですいろいろなこの今素案ですけれどもその規制についてもっとしっかり効果的にやれということについてはそれはやらなければいけないと思っております。

ただし過去にですね、世田谷区の条例の説明でその節た条件の通りに運営をしてきた利用者について民間民泊全体評判悪いからやっぱり弊社ということでやりますよというのはそ

の法の不遡及ということがございますのでこれはなかなか難しいのではないかと。

そしてまた国際交流ということ言えばですね、国際交流都市というのも、目指してきてるわけですから、このこの間また、日本人が25%という保健所長のあの答弁もございましたいろんな形で例えば留学生を長期に受け入れていて、そしてそのことがきっかけで、部屋をいくつか用意して国際交流サロンのように展開をしているという方もいるということも知っておりますそういう意味で、その地域との共生ということを考えていくにまだまだその努力しなければいけない。

課題は多いと思いますけれども私どもの素案の中では一律ですね。

当初、区で説明してきた民泊の条件を全部覆すようなそういう規制だけのないようにはしていないということでございます。

向山世田谷保健所長対応の関係で鉄道の方から御答弁させていただきます工藤現在はあのガイドラインに基づいてこういう対応ということで例えば住民の方からどうのご不安があったかということも含めてどのように対応措置をしているかということで許可押してあの事業者の方の全員に確かに委ねる部分もあって今のような数値になっていると一定期間のを当然実績は見させていただいた上でということでございますそのあたり非常にあの難しかったり、どこまであの体制の強化をとということがございますが少なくとも過去の苦情の内容を言って分析をいたしましてそこに沿った内容で予防的な措置として講じられるものは条例かなし規則で定めていく。

ということと、あと今回新たに今その幼稚園取り消しも含めてですね、例えば一定期間の実績というのはどこまでかということなんですが場合によると抜き打ちの監視体制なども含めて、本当にその実際に運用が適切になされていく。

ここをチェックをしていくということは必要かと思っております専用の住宅中央ということでの世田谷区民の方の多くのご希望ということとはよく相関としてもわかっているつもりでございますが、一方でさっきの福祉保健常任委員会でも、あのご指摘がございましたような夢違法民泊といったようなことには決してならないような範囲の中でですね、先ほど区長申し上げたような取り組みもあの現実があるという中で、そういうのは上下に向けた様々な体制を整備していきたいというふうに考えてございます。

また私からは以上です。

浜野喜史議員区長の答弁はねやっぱりちょっとねおかしいと思いますよホームステイとか国際交流って別に民泊なくたってできるし、長い歴史の中でずっとやってきたじゃないですか民泊などつい最近の話でしょ出さなくてもできますよ。

で、既存の事業者がね。

案に対する配慮みたいとおっしゃったけど別に拡大しなくていいじゃないですか。

改正しなくていいじゃないですか。

今のままで苦情がゼロになるまでしっかりやったらいいじゃないですか。

何でそれを緩和する必要があるんですか。

保坂区長はい、再々質問にお答えします私申し上げたのはホームステイや国際交流をやってきた方がですねその活動の延長でこの事業を使ってさらに国際交流押している例がありますということを申し上げただけです。

そして今議員のご提案については今素案を示してまた区民からのご意見議会でのご意見も伺っているところですからそれらのご意見を伺いながら適切に判断をしてまいりたいと思います。

質問などを以上で桃野芳文議員の質問は終わりました。

次に、日本共産党を代表して、43 番中里光男議員議長 43 番中里光男議員日本共産党世田谷区議団を代表して質問します。

熊本地震、千葉、北陸を始めとする各地での豪雨災害で犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき質問いたします。

初めに世田谷から平和の発信をです。

アメリカ、ロシア、イスラエルによる国際法を無視した戦争が広がっています。

アメリカのトランプ大統領は国際刑事裁判所、ICC の幹部を制裁対象として、圧力をかけています。

これは法の支配を否定するものであり、国連憲章にもとづく平和の国際秩序が危機にさらされています。

高市政権はアメリカに物が言えないばかりか、非核三原則など、憲法 9 条に基づく平和国家の原則を次々と壊し球場そのものの会見を狙っています。

軍事費も GDP 比 2%を超え、更なる拡大を狙っています。

一方、戦争国家作りに立ち向かう市民の運動が広がっていることが大きな希望です。

今こそ世田谷から平和を発信することが重要です。

戦争と平和を巡る情勢について、区長の認識を伺います。

世田谷区は平和を愛する区民の願いに応え、核兵器の廃絶と世界の世界に平和の輪を広げていくことを誓い、41 年前に平和都市であることを宣言しました。

区役所新庁舎の第 2 期工事が終わる。

この機会に新潮社に平和都市宣言を示すものを掲げるべきです。

見解を伺います。

次に、災害対策について伺いますまず、地震災害についてです。

7 月 28 日、熊本県内でマグニチュード 7.1、最大震度 7 の地震が発生しました。

内閣府の資料によると 9 月 9 日現在建物被害は全壊 2249 頭半壊 5535 棟、一部損壊 3 万 6468 と死者は関連死の疑いがある 2 人を含め 38 人、負傷者 409 人避難者は最大 9931 人に上りました。

連日 35 度を超える猛暑の中、エアコンのない避難所や、最大 10 万個以上に及んだ。

断水によって熱中症や脱水症状のリスクが高まりました。

発災から2週間で熱中症による救急搬送は273件に上りました。

避難所では、エアコンがなく、雑魚寝を余儀なくされる状況もあり車中泊で命を落とす悲劇も起きました。

災害関連死を防ぐためには、国際的な指標であるスフィア基準を踏まえ、48時間以内に、トイレ、キッチン、ベッドを用意する。

TKB4thとの体制を整えることが重要です。

今回の熊本地震を受け世田谷区の震災対策をどのように検証しているのでしょうか。

災害関連死を防ぐため、スフィア基準を踏まえTKB4TAとの実現を目指した準備を進めるべきです。

区の見解を伺います。

今回の地震では在宅避難や車中泊をしている人に支援物資が届かないラストワンマイルの課題も浮き彫りになりました。

在宅避難者には物資を渡さない避難所があった他、そもそも支援が必要な人がどこにいるのか把握されていないなどの問題もありました。

世田谷区は、在宅避難を推奨していますが、障害のある方の家族からは避難所に取りに來いと言われても行けないとの声も伺っています。

在宅避難を支える体制はどのようになっているのでしょうか。

特に、支援物資などをどのように届けるのか伺います。

次に、豪雨災害についてです。

8月の千葉豪雨では1時間雨量115ミリという非常に激しい雨が続き、千葉市では、半日で348ミリ平年の8月1ヶ月分の3倍以上の雨が降りました。

その後も全国各地で豪雨災害が続いています。

こうした雨の降り方の背景には、地球規模の気候変動があります。

ネパールと中国の国境付近で起きた土石流では1400人以上が死亡し、ネパール側の行方不明者は5131、30人に上っています。

温暖化による氷河崩壊崩落が原因とされ、ネパールのカナル外相は、主要な温室効果ガス排出国、中国、アメリカ、インドを名指しして、機構保証を求めています。

地球沸騰化とも言われる気候危機は現実のものとなって私達を襲っています。

温室効果ガス排出を実質ゼロにする取り組みを本気で進めなければなりません。

特に先進国の責任が問われています。

世田谷区の脱炭素の取り組みも加速する必要があります。

世田谷でも、いつ千葉のような豪雨が発生してもおかしくありません。

命を守る十分な備えが必要です。

一時間当たり100ミリを超える雨が長時間続くような豪雨に現在の被害想定は対応しているのでしょうか、伺います。

内水氾濫から命を守るため避難計画、そして遮断器の設置など、アンダーパスへの対策をど

のようになっているのでしょうか、伺います。

次に教育の無償化についてです。

長引く物価高騰で暮らしが厳しくなる中、子育て教育の負担軽減を求める声が大きくなっています。

区議団が2月に行った区民アンケートでは、約8割が暮らしが苦しいと答え、51%が子供の貧困対策を求めています。

調査後調査後にアメリカによるイラン攻撃が始まり、物価高騰はさらに加速しています。

我が党は義務教育の無償を定めた憲法26条に即し、学校給食費や教材費の無償化を国の責任で進めることを求めてきました。

給食費は、国や都の補助も入り、無償化が進んでいます。

今回の補正予算で、不登校児童生徒への支援も対象に対象となったことを評価いたします。

義務教育の完全無償化に向け、更なる取り組みが求められています。

日本共産党東京都議団が5月に行った調査では、2023年度以降、学校給食費に加え、何らかの教育費無償化に踏み出したくは18区です。

修学旅行費の無償化は、12区計算ドリルや理科実験材料などの補助教材や書道セット、リコーダーなど学用品費の無償化は、11区入学準備金の支給は新宿や文京は小学校5万円、中学校10万円などですが四駆で実施されています。

世田谷区も来年度予算で、修学旅行費、学用品費、制服代など、教育無償化に向けて一歩踏み出すべきです。

見解を伺います。

就学援助の支給範囲を生活保護基準の1.4倍とした2019年と比べ消費者物価指数は約14から15%上昇しています。

同じ質問3月議会でも行っています。

3月議会で指摘したときから、さらに5ポイント程度上がっています。

物価上昇は非常に激しい。

制度が同じでも、実質的には切り下げと同じ状態になっています。

本来国の責任で生活保護基準を、物価上昇に合わせ、引き上げることや教育の無償化によって解消すべきものと考えますが現状では、子育て世帯の負担は重くなるばかりです。

就学援助について、対象を広げ支給額を引き上げるなど、制度を拡充すべきです。

見解を伺います。

次に、高齢者の暮らしについてです。

シルバーパスは、高齢者の外出や社会参加を促進し、健康増進や医療費の抑制効果も期待されています。

物価高騰が続く中、昨年、東京都は住民税非課税などを除き、販売額を2万510円から1万2000円に引き下げました。

高齢者の家計負担を減らし、外出しや外出しやすくするためとしています都民からの強

い要求があったからです。

これを機に、区独自に補助を上乗せし、自己負担を 1000 円程度にする取り組みが荒川区、墨田区、港区、豊島区、江戸川区、江東区で実施または予定されています。

世田谷区民からもシルバーパスを 1000 円に世田谷線でも利用できるようにとの声が上がっています。

シルバーパスの自己負担を 1000 円にするとともに、世田谷線でも利用対象とするよう取り組むべきです。

見解を伺います。

介護現場の人手不足は一向に改善されません。

最大の原因は、全産業平均と比べて 8 万円も低い賃金水準です。

杉並区では、東京都の居住支援特別手当に月額 1 万円を独自に上乗せしています。

世田谷区も東京都の制度への上乗せや対象拡大など工夫し、介護人材の処遇改善を進めるべきです。

見解を伺います。

次に、住宅政策についてです。

住宅が住宅価格が高騰しています。

東京 23 区の 2026 年上半期の新規分譲マンション平均価格は 1 億 4249 万円となり賃貸住宅の家賃も上昇しています。

その影響は年金生活で困窮する高齢者や障害のある方だけではなく、勤労世帯や若いファミリー層など、中高中間層にも及んでいます。

住宅価格高騰の背景には、東京都が大手デベロッパーと一体となり、富裕層や海外投資家による投資目的に沿う超高級住宅やタワーマンション大型商業施設の建設を進めてきたことがあります。

必要なのは、規制緩和ではなく、規制の強化です。

また、安くて質の高い公共住宅を増やすことです。

地域全体の住宅の質の向上や価格の抑制にも繋がります。

住まいは人権です。

住まいは生活の基盤であり世田谷区住宅条例は全ての区民が良好な住生活を主体的に営むことができる権利を有している。

そして住宅および住環境の維持および向上を基本理念としています。

安心して住み続けられる住宅政策が必要です。

しかし、公共住宅は不足しています。

東京都では 27 年間、都営住宅の新規建設がなく令和 6 年度の申込者数は延べ 13 万 6187 人に対し応募戸数は 1 万 5,973 個でした。

日本共産党東京都議団が行った都営住宅申し込み者実態調査アンケートでは 56 回以上申し込んだという高齢単身者の声もあります。

家賃が収入の3割を超える世帯は60.4%収入300万円未満では87.4%に上っています。

区営住宅を増設することを求めます。

また杉並区のように、区営住宅の抽選に外れた人を対象とした家賃補助を始めるべきです。特に、生活困窮など困難を抱えた人に支援が届くよう、福祉所管と連携した取り組みを進めるべきです。

見解を伺います。

公営住宅の収入要件は、年間給与収入で1人世帯296万円以下、2人世帯350万円以下、3人世帯399万円以下4人世帯447万円以下です。

VISAのアンケートでは、家族向け住宅で入居資格ありと回答した人が56%にとどまり、特に現役世代にとって、入居条件が厳しい実態が表れていますアンケートでは、氷河期世代です。

真面目に働いても給料は上がらず、物価や保険料、税金だけは上がっていく。

年を重ね単身で生活するのに不安しかない40代単身。

収入が少ないのに家賃が高い安い都営に入れば、浮いたお金を教育費などに回せる。

ただ、都営住宅の入居資格のハードルが高い40代子育て世帯離婚により生活苦のため、都営住宅を希望しましたが、朝昼晩と働いたため、収入オーバーとの回答でした。

50代子育て世代はこういった声が寄せられています。

若者現役世代向けの低家賃住宅政策を進めるべきです大学と連携した学生への住宅支援空き家やマンションの空室を活用した中間層向け賃貸住宅の確保区内中小事業者の従業員への住宅手当補助など、検討すべきです。

見解を伺います。

次に、緑についてです。

地球沸騰化とも言われる近年、真夏の暑さは尋常ではありません。

猛暑日に街に出ると、木陰のありがたさが網にします。

5月24日付けの日本経済新聞電子版は東京23区で9年間に東京ドーム256個分残影が消え国内の街路樹もピーク時から50万本減少したと報じました。

神宮外苑では、都民の反対の声を押し切って619本の樹木が伐採されました。

世田谷区でも、玉川野毛町公園の整備の過程で捕食もしていますが樹木が伐採されました。

東京大学の研究によると東京の樹冠被覆率は2013年の9.2%から2022年には7.3%に低下し、約10年間で12平方kmのおかげが失われました。

一方世界の都市では、緑を増やし、樹冠被覆率を高める取り組みが進んでいますパリでは2030年までに地域の50%を緑地化し、欧州1のグリーンな年になる。

ヒートアイランドと戦い、都市の生物多様性を促進するという大規模な緑化政策が進められています。

石畳だったパリ市庁舎前の広場のコンクリートを削り、約2500平米の敷地に約50本の大木と2万本以上の低木を植樹し、都市の森を完成させた。

主要な交差点や広場を数年かけて自転車道や歩行者空間を備えた都市の森へと作り替える
シャンゼリゼ通りは 4 車線から 2 車線に減らし、緑と歩行者の空間を広げ、木のトンネル
を作る。

2030 年までに市内の公共駐車スペース 6 万台分を撤去し、跡地に受持ち、樹木を植える。
アスファルトで覆われた幼稚園や小・中学校の校庭を土に戻し、樹木や階段を上る建物の壁
面や屋上の緑化などの政策が並んでいます。

世田谷区も木陰を増やすという明確な目標を持ち、樹冠被覆率の目標設定や公共空間への
食事を積極的に進めるべきです。

区の見解を伺います。

次に、インクルーシブ教育についてです。

2006 年に国連で、障害者権利条約が採択され、日本も 2014 年に批准しました。

2022 年には国連の障害者権利委員会から、障害のある子供とない子供がともに学ぶインク
ルーシブ教育の権利保障を求める勧告これ総括所見、これが出されました。

これを受け障害児教育に携わる教職員の労働組合から全ての子供たちの発達を保障するイ
ンクルーシブ教育の実現をという提言が発表されました。

インクルーシブ教育とは、障害のある子供だけでなく、病気、不登校、性的マイノリティ、
日本語を母語としない子供貧困や虐待、ヤングケアラーなど、多様なニーズを持つ全ての子
供の発達を保障する教育であり、教育全体で実現すべき課題だとしています。

憲法 26 条が保障する教育を受ける権利とは、1 人 1 人が必要な学びを理解できる方法で受
け発達する権利です。

単に同じ場で学ぶだけではなく、学ぶ権利そのものが保障されなければ、インクルーシブ教
育とは言えません。

そのためには、通常学級で学びやすくする条件整備とともに特別支援学級、特別支援学校で
も地域から分離されることなく、豊かに学べる環境を整えることが必要です。

しかし、日本の通常、通常学級は 35 人学級で、OECD 加盟国の多くと比べても、大規模で
す。

多様な課題を抱える子供たちに 1 人の急遽費だけでは十分に対応できません。

また世田谷区では、通級指導教室の全校に配置し特別支援学校学級の増設していますが、ま
だ十分とは言えません。

都立特別支援学校では、在籍者や重度重複障害のある子供の増加、長時間のスクールバス通
学、教室不足などが大変深刻な問題となっています。

インクルーシブ教育を実現するためには、どこで学んでも十分な教育条件を保障し、地域で
ともに学ぶ機会を最大限保障することが重要です。

区のガイドラインが掲げる全ての子供が同じ場所と仲間同じ場所で仲間としてともに学ぶ
という理念を実現するため合理的配慮を進めるとともに、人的配置学級規模を施設整備特
別支援学校と特別支援学級を含めた教育条件を改善すべきと考えます。

区の見解を伺います以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長中里委員にお答えをいたします。

経戦争と平和についての区長の認識ということでございます。

ロシアによるウクライナ侵攻は既に４年半の長きに渡っております。

おびたしい犠牲者が出ております。

阿蘇市で、浜津による襲撃にターンを発するイスラエルのガザ地区への軍事侵攻により、数多くの市民の冊子をが続きました。

また、続いて、今年に入ってからですがイランの最高指導者を狙うイスラエル、アメリカの奇襲攻撃が開始されたことを受けきっかけにいわゆるイランのイランにおける戦争が始まり、未だに収束の道が見えないどころか、最近ではイランの影響も強いと言われている今回の突端にあるモカフーシ派が支払いをするということでこの石油のですね、ルートがホルムズ海峡と後悔とダブルでいわば、首相があると、そしてさらには、サウジサウジアラビアにあるパイプラインがイラク方面から飛んできたドローンによって、爆破をされて途絶をして止まってしまうと、こういった状況にあり、深刻化していると言っているかと思えます。こうした世界中の市民の命と暮らしが脅かされている中で、再度国際法と国連憲章に基づく秩序を回復することは、この地球の気候危機の最中の中に戦争という最大の環境破壊を一刻も早く終わらせるために国際社会が努力をして実現すべき課題であると認識しております。

これは 1985 年昭和 60 年に平和都市宣言を行い、核兵器廃絶と戦争のない平和な社会の実現をという理念のもとで平和事業を進めてまいりました。

この平和都市宣言を掲げる自治体として引き続き非核 3 原則の堅持、これを国に求めてまいります今後も平和市長会議平和首長会議への参加の他せたがや未来の平和館における展示や講座、親子で参加できるイベント中学生の広島派遣事業などを通して幅広い世代に向けて平和のと他の発信を続け、区民 1 人 1 人が戦争の悲惨さや平和の灯と竿を受け止め、次世代に伝えることができるように取り組んでまいります以上です。

中村副区長私からは、介護人材の処遇改善についてご答弁いたします。

介護職員の給与水準は全産業平均を下回っており、募集を行っても人員を確保できない状況があるといった声も聞いております。

介護職員の処遇改善を処遇を改善し、介護人材の確保および育成定着を図ることは喫緊の課題と考えております。

この関空は宿舍借り上げ支援や資格取得研修支援、採用活動費助成、スポットワーク支援、電動自転車購入費助成など介護人材の処遇改善と介護事業者の人材確保および育成定着の取り組みを総合的に支援し、施策の充実を図ってまいりました。

今後、これまでの取り組みや取り組みの成果や課題を検証するとともに、来年 4 月に予定されてます。

国の介護報酬改定の議論に注視しながら、東京都が実施している居住支援特別手当の継続

拡充を初め、実効性の高い介護人材の確保および育成、定着策の充実を要望してまいります。
以上です。

清水副区長私からは、区営住宅増設、家賃補助についてご答弁いたします。

区では現行の第4次住宅整備後期方針において、誰もが社会から孤立することなく安心して住み続けられる住環境の形成を掲げ、様々な居住支援策を推進しているところです。

区営住宅の増設に関しては、現在、世田谷区公営住宅等長寿命化計画の改定に向け、現況の区営住宅の利用状況、建物老朽度の整理、老朽度頭の整理を行っており、今後、建て替え時の容積率の最大活用や間取りの再編等供給戸数拡大に向けた更なる工夫を凝らした供給可能な住宅のあり方も含めて検討を進めてまいります。

また、住宅確保要配慮者への家賃負担軽減事業としては、国の住宅セーフティネット制度を活用し、民間の賃貸不動産オーナーや東京都住宅供給公社の協力を得て、8年間で30世帯の1人親世帯の居住支援を図ってまいりました。

区営住宅に落選した福祉的配慮を必要とする生活困窮世帯への家賃補助につきましては、対象とする世帯要件や補助期間の設定と事業化には多くの課題があるため、引き続き、他自治体の取り組み状況等の主情報収集とともに、福祉所管と連携しながら、住宅確保要配慮者への居住支援に努めてまいります。

以上でございます。

知久教育長私からは、インクルーシブ教育を進めるにあたり、人的配置や特別支援学級を含めた教育条件の改善を進めるべきだについてお答えいたします。

教育委員会では、全ての子供が同じ場所で仲間としてともに学ぶことを、インクルーシブ教育の基本理念とし、子供たちが地域の学校でともに学び育つことをめざし、インクルーシブ教育を一歩ずつ進めております。

その取り組みを進める中で見えてきた課題に対し、人的支援の充実や、教職員の専門性向上、学習環境の整備などを進めながら、1人1人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の充実に努めてきております。

また、特別支援学級につきましては、世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画に基づき、整備を進めており、地域の学校で学べる環境の充実を図るとともに、その知見を学校全体の教育の質の向上に繋げております。

今後も合理的配慮や学校現場への支援体制教育環境の整備を進めながら、全ての子供の発達を保障し、1人1人の可能性を伸ばすことのできるインクルーシブ教育の推進に取り組んでまいります。

私からは以上です。

中西生活文化政策部長はい平和都市宣言を示すものを新庁舎に掲げるべきとのご質問を頂戴しましたお答えいたします。

平和都市宣言は区のホームページや各平和事業等を通じて周知を図っており、昭和61年12月に平和の祈り像とともに世田谷公園内にもプレートを設置しています。

新庁舎の整備を契機として、区が平和都市宣言を掲げていることをより多くの区民にわかりやすく伝え、平和を考える機会としていくことは意義のあることと考えており、前向きに設置を検討します。

設置にあたっては、来庁者の目に触れやすい場所や読みやすさなどを考慮するとともに、新庁舎全体のサイン等との調和を図りながら、関係部署と具体的な検討を進めてまいります。以上でございます。

加賀谷危機管理部長災害対策について 2 点お答えします初めに災害関連死を防ぐ避難所の環境整備についてでございますご指摘の TKB トイレキッチンベッドの改善は優先して取り組むべき課題であり、大規模な災害により避難所での生活を余儀なくされることで、心理的・身体的な負担を伴う状況におきましては災害関連死の防止に大きく繋がるものと認識をしてございます区では現在、災害時トイレ確保管理計画の策定の検討を、食料品を含む主要 8 品目等を始めとした。

備蓄物資の見直しを進めてございます。

また、避難所数避難者数が一定以下になった際に必要な水量の間仕切りテントや海ベッド、ダンボールベッドを備蓄するなど、避難所の環境整備にも取り組んでございます。

引き続きスフィア基準の考え方はもとより災害関連死の防止を最大限意識し、また、避難所環境および避難者への対応に取り組んでまいります。

次に在宅避難を支える支援物資などの供給体制整備についてでございます区ではエース在宅避難を推奨してございますが物資を迅速かつ的確に避難者へへ供給できるよう、地域防災計画を踏まえました災害時物資配送計画では、在宅避難者に対して、発災からおおむね 4 日目以降に国等からの支援物資を在宅避難者避難所等でごめんなさい指定避難所等で配布することとしてございます。

またして指定避難所での受け取りが困難な要配慮者の方につきましては、最大各部がそれぞれの役割のもと世田谷ボランティア協会世田谷区社会福祉協議会など、各団体と連携をし配布することとしておりますが、より確実な文書配布のため、本年 8 月にはヤマト運輸株式会社とも連携できるよう協定を見直したところでございます今後も関係所管とも連携をし、物資供給体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

長池危機管理監からは、災害対策の 1 時間当たり 100 ミリが長時間続くような降り方が頻繁に起こりうる。

被害予測は対応できるかについてお答えします。

大雨による浸水被害の想定については、区が発行する洪水ない水氾濫ハザードマップで示しており、内水氾濫、中小河川洪水版では、東京都が公表した浸水想定区域図等をもとに、区内でのない水氾濫や河川洪水による浸水の深さ避難所、アンダーパスなどを示しているところであります。

ハザードマップにおける合意条件については、想定しうる最大規模の降雨として、先般の千

葉豪雨の雨量を上回る最大時間当たりの雨量 153 ミリ、総雨量 690 ミリを想定しております。

また、ハザードマップにおいては、過去の浸水箇所や状況が掲載された区ホームページを案内するなど、実災害を踏まえた水害リスクもおすすめております。

国や都が浸水想定区域図等を更新した際には、区で発行するハザードマップにも速やかに反映してまいります。

以上です。

畝目土木部長私からはアンダーパスに関する答弁です。

区内の国道や都道におけるアンダーパス等の 7 ヶ所につきましては、通行車両に冠水の情報を知らせる情報表示板や赤色灯かん水の深さを示す路面標示等が状況に応じ設置されてございます。

工藤のセンタートンネルは、排水ポンプにより雨水を排水する構造となっており停電時におきましても、自動で呼び予備電源の発電機に切り替わり、排水を継続していく対応としてございます。

また国土舘坂については、下水道幹線へ接続し、直接排水する構造となっております。一方で想定を超える局地的な他、大雨に対しましては、車両の通行を止めることが最も有効な手段であると考えております。

区といたしましては看板の設置や路面標示、ハザードマップ等を通じた、日頃からの注意喚起に努めるとともに、万が一、冠水の危険性が高まった際には警察や関係機関と連携による迅速な通行止めの実施、また遮断機等様々な車両進入防止対策についても検討を行い、安全確保に鋭意取り組んでまいります以上でございます。

山田学校教育部長私からは教育の無償化について順次ご答弁いたします。

まず、修学旅行、学用品、制服代です。

教育を受ける権利は失礼しました教育受け、受ける機会は、社会経済情勢の変動や家庭の経済的な事情に左右されることなく、保障されるべきものであり、区では、就学援助制度も十分活用しながら、教育に係る保護者の経済的負担の軽減をしているところです。

一方で、昨今では、修学旅行費や学用品費などの無償化に踏み切る自治体もございますが、保護者負担の軽減策として、区でも東京都の補助制度を活用し、私立小中学校等の保護者を対象とした学校給食費相当額の給付を検討しているところです。

今後も引き続き、国や都屋に置きにおける制度の動向を注視しつつ、子育て家庭の教育費負担の軽減について、どのような支援を講じるべきか講じることが教育に係る効果的な保護者負担に保護者支援に繋がるのか、区財政への負担や制度の持続可能性なども十分考慮しながら慎重に検討してまいります。

次に、就学援助についてです。

就学援助につきましては、生活保護基準を参考にしつつ、区の実情や支援の必要性を踏まえた区独自の認定基準を定めており、他区と比較しても、対象者については幅広い設定として

おります。

昨年度は、生活保護における入学準備金の支給額が引き上げられたことを踏まえて、新入学用品費の支給単価を小学校で 6 万 4300 円から 9 万 1600 円に中学校では 8 万 1000 円から 10 万 1000 円へ増額している他、修学旅行費や移動教室費などについても前年度の実績に基づき支給金額の見直しを行うなど、保護者負担の実態を考慮し、支援を拡充してまいりました。

引き続き、社会経済情勢が家庭に及ぼす影響や他自治体の動向なども注視しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

川島高齢福祉部長、私からはシルバーパスについて 2 点ご答弁いたします。

初めに、区独自の補助についてです。

東京都のシルバーパス事業は一般社団法人東京バス協会が実施主体となり、満 70 歳以上の都民の方が申し込みにより、都内の民営バスと都営交通に乗車できるパスを購入できるとの事業です。

区独自の補助制度を実施する場合、交付事務を始めとした全ての経費を区の一般財源で対応する必要が生じ、独自補助を実施している自治体を参考に試算すると世田谷区では少なくとも 3 億円規模の予算が想定されます。

また、高齢者人口の増加とともに増大する各種経費を毎年経常に予算化する必要があり、シルバーパス事業に区の独自補助制度を実施することは難しいと考えております。

引き続き、機会を捉え、東京都の担当所管に対し、対象拡大について申し伝えてまいります。続きまして、世田谷線を対象にする働きかけについてです。世田谷線のシルバーパス対象拡大については、各種団体からもご要望をいただいているところでありまして、都が行っている自治体向けのシルバーパスに関する調査などの際には、区の要望としてこれまでも都に伝えてまいりました。

ご提案いただきました世田谷線のシルバーパス利用対象の適用に関し、都において技術的な検討も必要なのが想定されるため、区としましては引き続き様々な手法により、東京都に要望をしてまいります。

以上でございます。

佐藤都市整備政策部長若者現役世代向けの低家賃住宅政策の実施についてご答弁いたします。

区の転出入の推移では、進学や就学就職のタイミングに当たる 20 歳から 24 歳は大幅な転入超過の傾向が続いております。

こうした傾向も踏まえ、若者への住まいに関する支援につきましては、財政負担や定住への企業も考慮の上、必要性や優先度などを見極める必要があると考えております。

一方で、今回の区民意識調査結果からも、若者や 30 代を中心に、住居費が要因で住みづらさを感じている割合が高いことから、区としましては、関係所管と情報共有を図りなが

ら、学生や新社会人を含めた若者の住まいを取り巻く課題の把握に努め、様々ご提案いただきました内容を含め、必要な支援のあり方について研究検討してまいります。

以上でございます。

北川みどり 33 推進担当部長私からは緑政策に関しまして、木陰を増やすことについてのご質問にお答えいたします。

緑の持つ多面的な機能は町の快適性や魅力を高める大きな要素でございます。その中でも近年、木陰などがもたらす暑熱緩和機能の重要性が一層高まっているとしても認識しております。

また区ではこれまで公園や街路など様々な場所で木を植え、守り育ててまいりましたが緑が有する機能を将来にわたり発揮していくためには樹木の老木化への対応を初め、維持管理や更新を適切に進めていくことも重要と考えてございます。

今般の緑の基本計画の改定に当たりましては、緑の多面的な機能の発揮と価値の可視化を一つの視点に区民が身近な場所で、木陰を実感出来ること、木陰の効果を実感できるよう、実効性のある取り組みの検討を進めてまいります。

以上でございます。

中里光男議員それでは再質問させていただきます最後の緑の問題ですけれどももの取り組みの検討を進めていくということですが、私パリと同じにしろとは言いませんけれども世田谷区としても年の森をつくるとか、公共空間に積極的に樹木を植えるこういう巻を増やすという木陰を増やすという。

この明確な方針を打ち出すべきではないかというふうに思いますけれども区長のお考えを伺います。

保坂区長再質問にお答えをいたします。

森をつくる、お金をつくるということについてでございます。

猛暑日酷暑日の増加など寄稿以上が進む昨今。

木陰を作り、またクーリングスポットとなる樹木や樹林など緑の都市における重要性は大変じゅうしてきていると考えております。

区ではこれまでも、公園緑地の整備や本庁舎を初めとする公共施設において緑化など緑の保全や創出に積極的に取り組んできたところであり現在検討を進めております歌唱。

北鳥山 7 丁目緑地これ樹林地いいでございますけれどもこの整備においてその元々の受理を残し持続可能な形で人々が散歩をしたりその力院をで過ごすという大切な場所として緑の持つ力をしっかり地域で味わっていただく。

こんなコンセプトで区民の参加と協働をもとにまとまった緑地をを作ってまいりたいと考えてきました緑の充足をまず公園において、果たしていくということを考えてまいりました。

買ってですねもう十数年前になりますけれども二子玉川公園の中に、いのちの森ちょうど多摩川に近い喫茶店のお近くの岡というか、そういうところにいのちの森というふうに名

付けられた。

大規模な食住を呼びかけたことがございます。

国理国土緑化機構が 1,500 本の苗木を提供して区民 700 数十人が応募していただいた。

そして親子あるいはその祖父祖母 3 台で参加されていた方もいらっしゃいましたけれども個人になられましたが食事の神様と言われた宮脇晃先生映画テレビをぶら下げてね。

人事の森のように作っていくんだということでその先生のおっしゃる通り、今そのいのちの森は、ぐんぐん成長し若い森へとなっています。

先生は、1 年に一つでもいいから、府内に小さな森をつくるようにということを繰り返し求めてられました。

1 年に 1 回一緒にそのような駅ものの森は作れていませんけれども、しかしその規模は小さくてもいいんだということもおっしゃってました学校の一角でもいいということでその森作りそして道路の街路樹の緑陰の拡大も含めてこの地球沸騰という時代の中で改めて総力で取り組んでいきたいとお考えております。

以上です。

中里光男議員その小さな森作りいのちの森作り非常に良いと思います。

ぜひねそういう毎年一つずつでも作っていくと食事をしていくんだとそういう方向でぜひ政策も打ち出して進めていただきたいと思います。

終わります。

以上で中里光男議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。

自由民主党を代表して、36 番宍戸三郎議員上 36 番、システム佐村議員初めに、先般、熊本地震や千葉豪雨により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

災害への備えは、区民の生命と財産を守る自治体の重要な責務です。

国は災害時における協力協定を締結している。

建設団体防災協議会を初め、安全安心なまち作りにご尽力いただいている多くの団体があります。

区においては、これらの団体との連携を一層強化し、地域防災力の向上に努めるよう要望いたします。

近年は災害の激甚化に加え、少子高齢化の進展や人材不足、物価高騰など、区政を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代だからこそ、目の前の課題への対応にとどまることなく、人材育成や健康作り、子育て支援、地域産業の発展など、将来を見据えた取り組みが重要です。

本日は、将来への投資を果敢に進め、未来を切り開く、攻めの区政運営の観点から、自由民

主党を代表して質問いたします。

初めに、区政を担う地域人材の確保育成の観点から4点伺います。

まず、区職員の人材育成についてです。

私はこれまでも区の最大の財産は職員であると申し上げてきました。

今般、若手職員の退職が増加傾向にあることから組織の枠を超えた提案型プロジェクトや海外派遣研修など積極的に取り組んでいるものと感じます。

しかし、将来の区政を担う人材を育成するためには、採用後の育成だけではなく、採用前から区の仕事に関心を持ってもらうことが重要です。

現在、区では、小学生対象の社会科見学見学の一環として、庁舎見学会中学生では職場体験学習、高校生や大学生向けには、インターンシップなどを行っております。

しかし小学生の段階では見るのが中心であり、体験する機会は限定的です。

例えば、多くの区立小学校では2年生の時期に町探検学習があり、地域で働く人々や仕事について学んでいます。

この取り組みを発展させ、まち作りセンター等と連携し、地域の課題を調べ、区職員とともに解決策を考える体験型プログラムなども面白い取り組みとなるのではないのでしょうか。

地元への関心や地域との繋がりが薄れている今だからこそ、子供たちが地域を知り、地域を支える仕事の意義を学び、将来は世田谷区のために働きたいと思えるきっかけをつくる必要があります。

そこで伺います。

今回の質問をきっかけに、一歩踏み込み、将来の不正を支え、人材の裾野を広げるという観点から、子供の頃から各世代を通して、区役所の仕事に関心を持つ機会を創出し、未来の人材を確保していくべきと考えますが区の見解を伺います。

次に、区内産業の人材育成についてです。

担い手の高齢化や深刻な人材不足が進む中、区内産業を支える人材の確保育成を戦略的に進めていくべきと考えます。

国は、商業、農業、福祉関連産業に加え、高い技術力を持つ建設業や物作り事業など、多彩な産業が存在します。

前回の代表質問でも、made in 世田谷の価値を支えているのはこうした産業や事業者であると申し上げました。

また、行政サービスや公共事業の様々な場面においても地域に根ざした区内事業者は重要な役割を担っています。

地域を熟知した区内事業者だからこそ、迅速できめ細やかな対応が可能であり、まさにかゆいところに手が届くサービスを提供できると思います。

さらに区内で働き、仕事を請け合うことは、移動負担の軽減や働きやすさの向上、環境負荷の低減にもつながり、さらには家族を初め、地域住民との繋がりを育む効果も期待できると考えます。

人材の定着支援や区内企業同士の合同研修など、地域で働き、地域で育て働き支えるといった人材循環の仕組み作りが必要ではないでしょうか。

そこで伺います。

区は、区内産業、とりわけ建設業を始めとする地域密着型産業の人材育成をどのように考え、区内で働くメリットを最大限に生かし、若手人材の確保や布施定着に繋げるため、どのような施策を展開していくのか見解を伺います。

次に、先ほどの質問に関連し、屋外労働における熱中症対策について伺います。

近年の猛暑は建設業など屋外労働の現場において、人材の確保や定着を左右する重要な課題の一つであると考えます。

実際、現場からは空調服や冷却ベストに加え、スポットクーラーなどの熱中症対策物品の購入支援を求める声や、補助対象物品をより柔軟に設定して欲しいとの要望を伺っています。一方保育園などの子供子育て関連施設では、東京都の補助金を活用した日よけやミストシャワースポットクーラー等の整備が進められており、保育園等での対策は充実しつつありますが屋外の現場で働く人の命を守るという視点からすると、更なる対策が重要になると考えます。

そこで伺います。

令和 7 年の労働安全衛生規則改正により、事業者の熱中症対策が義務化される中、区として、建設業を始めとする屋外労働者の安全確保の観点から現状の熱中症対策から一歩踏み出し、更なる支援を講じるべきと考えますが見解を伺います。

最後に、看護師や清掃リサイクル事業等、エッセンシャルワーカーの人材確保育成について伺います。

少子高齢化と人材不足が深刻化する中、区民生活を支えるエッセンシャルワーカーの確保は今後の区政運営において重要課題の一つと捉えています。

AI やデジタル技術の活用が進む中でも、保育や看護、介護、清掃事業などは、人と人との信頼関係や現場での判断が求められる仕事であり、完全に代替されるものではありません。むしろ、AI の時代だからこそ、その社会的価値が高まっているものと感じています。

人口約 93 万人、事業所数約 2 万 7000 円を抱える自治体として、担い手の高齢化や後継者の不在、廃業など様々なリスクがあると考えます。

ここでは例に挙げた二つの業種についてお聞きします。

まず、看護師についてです。

地域医療を支える看護師の不足が続く中、看護職の定着支援はますます重要となっています。

区内では、世田谷区医師会が看護高等専修学校を運営するなど、看護職の人材育成に向けた取り組みも見られます。

こうした中、訪問看護などを含めた地域医療の担い手の確保について、区はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、清掃リサイクル事業についてです。

平時のゴミ収集だけではなく、災害時対応や福祉的な役割も担う重要な地域インフラではありますが、後継者不足や担い手の高齢化などが進んでいるのが現状です。

地域を熟知した事業者や技能継承、人材確保など、将来にわたり安定した事業運営と今後、事業運営を今後どう確保していくのか伺います。

次に、子育て支援と、多世代で支え合う地域作りについて伺います。

まず初めに、在宅子育て支援の充実についてです。

保育待機児童対策を進め、真に保育を必要とする家庭が必要なときに、保育サービスを利用できる環境を整備することは重要です。

一方で、保育料無償化や各種保育サービスの充実により、保育園を利用する家庭への支援は拡充されてきたものの、在宅での子育てを選択した家庭への、特に経済面での支援は必ずしも十分とは言えません。

乳幼児期は愛着形成や基本的な生活習慣の獲得など、人間形成の土台を築く極めて重要な時期です。

そのため、0歳児や1歳児については、可能であれば、一定期間、家庭で育てたいと考える保護者も少なくありません。

しかし現実には、在宅での子育てを選択すると、収入の減少に加え、保育サービス利用世帯との経済的支援の差を感じる場面もあり、これらの事情が、保護者の選択に影響を及ぼしているとの声も聞かれます。

本来であれば、保護者が働きながら保育園を利用するか家庭で子育てを行うかを、経済的な損得ではなく、子供の最善の利益の観点から選択できる社会であるべきです。

そこで伺います。

区として、保育サービスの充実に加え、在宅で乳幼児を育てる家庭への経済的支援や一時預かり、家事育児支援、伴走型相談支援など、さらに充実させ、子育ての選択肢の公平性を確保する必要があると考えますが、区の見解を伺います。

次にた世代で支え合う地域作りについてです。

近年、子育て家庭の孤立や不登校児童生徒の居場所不足さらには、高齢者の社会的孤立が大きな課題となっています。

こうした課題への対応として重要なのは、地域の中に自然な繋がりが生まれる。

多世代の居場所を数多く育てていくことだと考えます。

例えば、北烏山の寺町区民集会所で実施されている。

町の縁側分福寺町では、ふらっと立ち寄った人が、お喋りを楽しむ中で、仲間仲間作りや地域活動に繋がり、子育て中の親子と高齢者が世代を超えて交流するなど、地域コミュニティの再生に繋がる好循環が生まれています。

そこには、支援する側、される側という関係を超えて人と人との緩やかに繋がる価値があります。

今後、孤独孤立対策を進める上では、地域団体や NPO、商店街、地域の神社やお寺など様々な主体と場所が連携しながら、誰もが気軽に立ち寄れ、多世代が自然に関わり合える居場所を徒歩圏内に数多く生み出していくことが重要と考えます。

そこで伺います。

区は、このような地域に根ざした多世代の居場所が住民同士の繋がり作りや地域活動への参加促進孤立予防に果たす役割をどのように認識しているのか。

また、ぶんぶく寺町のような好事例を区内各地域へ広げていくため、運営主体への支援や人材育成、活動拠点確保などについて今後どのように取り組んでいくのかこの見解を伺います。

次にいじめ対策について伺います。

我が会派では、先月、いじめゼロに向けた新アプローチを実施する。

寝屋川市を視察しました。

従来の教育的アプローチの他に、市長部局に監察課を設け、いじめを人権侵害と捉えて即時停止に動け向け動くなど、様々なアプローチにより、早期発見、早期対応を実践しています。いじめ対策は対応マニュアルの徹底や重大事態への対処といった事案発生後の体へ対応だけでなく、未然防止と予防的取り組みの充実が重要です。

また、教員や学校が問題を答え抱え込むことを防ぐ、組織的対応の体制作りデータ分析や再発防止に向けた検証などにも積極的に取り組む必要があります。

さらに、対策の根本として、学校生活の中で、ヒューマンスキルを構築し、子供たちが相手の立場に立って考え、想像力を豊かに働かせるような教育を大切にしてほしいと考えます。また日頃から相手を思いやる気持ちを身につけるため、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体での関わりも重要です。

そこで伺います。

現現在制定に向け検討しているいじめ対策に関する条例は子供の権利に関わる条例であり、成果が問われます。

そのことを踏まえ、本条例を制定する意義と区が目指す、いじめ対応の縫製方向性についてどのようにお考えか、また条例の実質実効性確保に向けて、学校現場を支えるための体制整備にはどのように取り組むのか。

教育委員会の見解をお聞きします。

次に、生活習慣病対策について伺います。

高齢化が進む中、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けては、生活習慣病予防の取り組みが重要です。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は自覚症状が乏しいまま進行することも多く、適切な食生活や運動習慣の定着、服薬管理の徹底など生活習慣の改善が求められます。

前回の代表質問では、認知症対策として早期対応の重要性を訴えましたが、生活習慣病も同様に、発症前や重症化する前から、適切な対策が欠かせません。

一方で、区民の健康課題は、年齢や性別、生活環境によって異なり、各担い、画一的な施策だけでは十分な効果は期待できません。

そのため、健診結果やレセプトデータ等を活用し、世代や性別ごとの健康課題や生活習慣病の発症重症化リスクを的確に把握した上で、対象に応じた対策を講じることが重要です。

また、健康への関心が低く、健診や保健指導に繋がりにくい健康無関心層への効果的なアプローチも大きな課題です。

そこで伺います。

区は現在、県健診結果やレセプトデータ等をどのように分析し、生活習慣病の予防および重症化予防に活用しているのか、またその分析結果や効果検証を踏まえ、健康むぎ無関心層への対応を含め、今後どのように取り組みの充実強化を図っていくのか見解を伺います。

次に、医療的ケア児等の将来を見据えた支援について伺います。

先日、会派で国立成育医療研究センターを視察させていただき、高度な医療技術はもちろんのこと、医師や看護師など、多くの方々が1人1人の子供やご家族と真摯に向き合う姿に深く感銘を受けました。

同時に、重度障害のある子供たちの支援は、医療、福祉、教育、地域が一体となって支えるべき課題だと強く認識しました。

区では、同敷地、同センター敷地内に医療的ケア相談支援センター、日向を開設し、相互連携を図っています。

また、全国に先駆けて、医療的ケア児に対する基金を創設するなど、先進的な取り組みを進めており、高く評価しています。

国では、今年7月に医療的ケア児支援法が改正され、翌年4月からは18歳以上の医療的ケア者や重症心身障害児者が他、支援対象に加わることになり、児童から成人になると支援が途切れる。

いわゆる18歳の壁の解消に向けた取り組みが評価されます。

区内でも先月、医療的ケア者も入所できる施設暮らしの音大倉が解消しましたが、医療的ケア者の短期に小田井短期入所のニーズを考えると、まだまだ区内の受け入れ体制は十分とは言えません。

今後は自動機だけでなく成人期も含め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ全体を見据えた切れ目のない支援体制の構築が一層重要になると考えます。そこで伺います。

国の法改正も踏まえ、医療的ケア児や重症心身障害児の成人期やオノン親なき後まで見据えた包括的な支援のあり方についてどのように考えているのか。

また、既存の基金については、その趣旨を踏まえつつ、成人期も含めライフステージを三藤見通した更なる活用も検討すべきと考えますが見解を伺います。

次に、スポーツの推進について2点まずは、スポーツの場の整備拡充についてです。

今年はミラノ・コルティナ冬季オリンピックやWBC。

サッカーワールドカップなど国際大会が続き、スポーツへの関心が多く、大きく高まりました。

子供たちは活躍する選手に憧れ、世界を目指す夢を抱いたことでしょう。

スポーツは、子供のイン健全育成に加え、健康増進や生きがい作り、人々の交流、地域の活性化にも寄与する重要な社会資源です。

区は小、生涯を通じて身近な地域でスポーツに親しめる社会の実現を目指していますが、現在日常的にスポーツを楽しめる環境は十分整っておらず、多様なニーズに応じたスポーツ環境の充実が求められています。

しかし現在検討中の大蔵運動、大蔵運動公園等の再整備計画では、老朽化への対応が中心であり、スポーツ機能の大幅な拡充には至っていません。

一方葛飾区では、サッカーJ1 リーグの既存基準を満たす球技専用スタジアムを核として、既存の野球場や陸上競技場などを生かしながら、都市公園として整備する構想が進められています。

スポーツ施設を多くの人が集い、交流する地域の拠点として整備する視点は大変重要です。誰もが身近な地域で安心してスポーツに親しめる環境の整備が区民の健康と地域の活力を支える未来への投資であります。

スポーツへの関心が高まる今こそ、スポーツの場の整備拡充を一層進めるべきと考えますが見解を伺います。

次に、多様なスポーツの普及啓発についてです。

スポーツにはそれぞれ素晴らしい魅力や価値があります。

7月に開催されたボッチャ世田谷カップに多くの区議会の仲間と参加させていただき、改めて、ボッチャやモルックは、年齢や障害の有無を問わず誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツだと感じました。

また、スケートボードなど、若い世代の関心が高い。

ハーバースポーツや少林寺拳法のように、事故確率自体、京楽の教えをもとに、協議を通じて、人作りや社会作りを目指す理念を持ったスポーツも多数あります。

区民の年齢や体力、ライフスタイル、興味関心は様々で、多様なスポーツのみを魅力を知り、体験できる機会を充実させることは、自分に合ったスポーツとの出会いに繋がります。

それは新たな挑戦を促すだけでなく、継続的な運動習慣の形成や、生涯にわたる健康作り、生きがい作りに寄与するものです。

そこで、多くの競技団体とのネットワークを持つスポーツ振興財団と連携し、多様なスポーツの普及啓発を進めていくことが重要と考えますが、現在の取り組みと今後の方針を伺います。

次に、せたがや Pay についてです。せたがや Pay は物価高騰対策と地域経済活性化の両面で一定の成果を上げてきました。

区の効果検証では、家計の負担軽減を実感した利用者が 81.6%、物価高対策として適切と

評価した利用者が 90.3%に上り、区内店舗の利用機会が増えたとの回答も 82.2%を占めます。

また、ポイント原資約 8 億 4000 万円に対し約 35 億円の経済波及効果が推計されており、地域経済を支える施策として高く評価できます。

さらに累計ダウンロード数は約 62 万件、令和 7 年度決算見込みでは、年間流通総額約 168 億円とくに欠かせないデジタル地域通貨へと成長しています。

何よりポイントが付与されなくても、好きなお店の応援になるのであれば、せたがや Pay を利用したいという区民が多数存在していることを忘れてはなりません。

一方で、先般のポイントご不要事件では、事案では計 3860 人の利用者に影響がおよびシステム改修後の検証不足や運営体制上の課題が明らかとなりました。

また運営主体である世田谷区商店街振興組合連合会自身も区への要望書の中で、システム監査の整備、独立した事業運営体制の確立、外部委託契約の検証について支援を求めています。

今後せたがや Pay を持続可能で、信頼される地域通貨として発展させるためには、事業規模に合った運営体制への抜本的な強化が必要不可欠です。

そこで伺います。

第三者によるセキュリティ監視の工場か、専門人材の確保に加え、現行ベンダーとの契約内容の検証やベンダーベンダーの切り替えの可能性も含め、より高い安全性、安定性を備えた。システム基盤の構築に取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、持続可能な地域公共交通について伺います。

区は公共交通不便地域における移動手段の確保に向け、デマンド交通を導入し、地域展開の検討を進めてきました。

高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の整備は重要であり、公共交通不便地域への対応は必要な取り組みです。

一方こうした事業は、継続的に多額の公費を要するため、効果を十分に検証しながら進めていく必要があります。

利用実態や費用対効果を冷静に見極め、当初想定した成果が得られない場合には、事業のあり方を見直す。

いわば、引き際を判断する視点も必要です。

また、区は、今年度からコミュニティバスへの支援を開始しましたが、地域の移動を支える基幹的な役割を担っている。

既存の路線バスは運転手不足や利用者減少などにより年々厳しさを増しています。

不便地域への対応という、川下の対策だけではなく、不便地域そのものを増やさないための川上の対策にこそ力を注ぐべきと考えます。

そこで伺います。

公共交通不便地域への対応は重要ですが、真に目指すべきは、不便地域を増やさない。

持続可能な地域公共交通の実現であると考えます。

区は、デマンド交通などの個別視察の効果検証を行うとともに、コミュニティバスや路線バスなど既存交通網の維持強化を含め、持続的な公共交通、公共交通の実現に向けてどのような戦略を描いているのか見解を伺います。

次に、本庁舎整備について2点伺います。

初めに、2期竣工後の区民還元と3期工事についてです。

今週の金曜日に2期工事が竣工を迎えます。

前回の部署移転では歴代区長の肖像画を誤って廃棄するという重大な問題が生じました。

今後の移転においては、同様の事態を2度と起こさないよう、管理責任を明確にし、万全の態勢で臨むよう改めて求めておきます。

その上で、区はこれまで新庁舎を区民自治と協働交流の拠点と位置づけ、防災機能や利便性の向上に加え、区民が集い、交流できる空間の整備を進めてきました。

一方で、本事業は、当初の想定を超える長い期間を要し、その間、区民の皆様には不便や負担をお願いしてきました。

区長招集挨拶では、新庁舎の意義や活用については熱心に語られたものの、工期延伸やに伴う影響や区民への負担に対する言及はありませんでした。

そして、引き続き3期工事が予定されています。

だからこそ今、区に求められているのは、2期棟が完成したという達成感ではなく、この事業によって、区民に何を回避していくか、犬いくのかという視点だと考えます。

区民の理解と協力のもと進めてきたからこそ、新たな庁舎を最大限活用し、その成果を区民に実感していただくことが重要です。

そこで改めて伺います。

区は新しい本庁舎を活用して、区民にどのような価値を還元していくのか、広場やテラス、区民交流スペース、屋上庭園など、どのように活用し、区民が訪れたいくなる使いたくなる区役所としていくのか、また、これまで長期にわたり区民に負担をお願いして聞いたことを重く受けとめ、3期工事については、これ以上遅延を生じさせることなく、確実に完了させるとの強い決意で取り組むべきと考えますが、担当部長の各部も含めて伺います。

次に、本庁舎の駐車場駐輪場の整備についてです。

先ほど申し上げた通り、新しい本庁舎を区民に親しまれ、多くの方に利用される施設とするためには、その受け皿となる交通環境の整備も重要です。

特に高齢者や障害のある方、小さなお子様連れの方など、公共交通機関だけでは来庁が難しい区民も少なくありません。

来庁者用の駐車場は3気筒で整備される計画と成っており、それまでは、東二期棟地下の駐車場、来庁者用として活用するとされています。

また、日等には、区民交流スペースやレストランが整備され、これまで以上に多様な目的で本庁舎を訪れる方が増えることも想定されます。

そこで伺います。

区2期竣工後の来庁者や施設利用者の増加をどう見込んでいるのか。

また、駐輪場について、2期工事、3期工事竣工後にそれぞれ十分な集団収容台数を確保できると考えているのか。

あわせて、3期棟完成までの間、東2期棟地下の来庁者用駐車場がイベント開催時や繁忙期を含めた需要予測に照らして十分な計画となっているのか。

区民の利用促進と交通環境の整備についてどのように考えているのか見解を伺います。

次に、良好な住環境の保全についてです。

世田谷区の最大の魅力は、緑豊かで閑静な住宅街にあり、将来にわたり、まだ守り抜くべき貴重な財産です。

しかし、この良好な住環境を運びやすく脅かす地域の課題として、野鳥への給餌に伴う様々な問題があります。

これまでも会派、これまで会派でも取り上げてきましたが、秩序のない餌やりにより、野鳥が集まり、建物や車両への憤慨悪臭の発生など、地域生活に深刻な影響を及ぼしています。

区は平成よ。

30年4月に環境美化等に関する条例を施行し、野鳥への給餌による迷惑行為を禁止しましたが被害は今も続き、住民からは改善を求める切実な声が寄せられています。

こうした中、現在、区は、罰則の適用を含めた条例改正を検討しています。

区民の生活環境を守るための罰則は、罰則の適用は必要ですが、それだけで解決するものではありません。

罰則の周知徹底や迷惑行為に対する継続的な指導など住環境の保全に向けた実効性のある取り組みが不可欠と考えますが、見解を伺います。

次に、区政協力団体への適切な費用負担についてです。

区政運営上、医療、教育、防災などの各分野においてご協力いただいている団体の存在は欠かせません。

住民ニーズが多様化する中、行政だけで全ての課題に対応することは困難であり、専門的な知識や技術、ネットワークを有する団体との協働はますます重要になります。

一方、公共性の高い事業であるにも関わらず、団体の使命感や善意により団体自身が費用を負担している実態もあります。

物価高騰や人手不足により事業の継続が困難となる事例もあり、区による適切な費用負担が必要です。

そこで二つの事例について伺います。

まず使用済み注射針改修事業についてです。

家庭から出される。

注射針を安全に処分するため、会員薬局が窓口となり、薬剤師会が回収処分を担う重要な事業ですが、この補助は回収ボトルの費用のみで、廃棄費用や人件費人件費等は薬局や薬剤師

の負担と伺っています。

様々な費用が高騰する中、現行の補助水準では継続が困難との声があり、支援のあり方を再検討すべきと考えます。

次に、地元農家による食育事業についてです。

学校等での出前授業や農業体験は、子供たちが食の大切さや地域産業への理解を深める貴重な学びの機会ですが、多くは農業者の持ち出しとボランティア精神によって支えられています。

こうした取り組みを継続するため、区が適切な費用負担を行うべきと考えます。

以上の事例はいずれも安全安心で豊かな地域社会の実現に欠かせない取り組みです。

協働の担い手の善意に依存するのではなく、適切な費用負担のもとで、持続可能な仕組みと宿命と転換すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、持続可能な財政と攻めの区政運営について伺います。

ここまで、将来を見据えた投資という観点から質問してまいりました。

これまでの区政運営を振り返ると、中朝て中長期的な視点での対応が十分だったのか疑問を感じています。

例えば、学校改築では、更新時期の集中が課題となっていますが、老朽化は当然予測できたはずであり、計画的な対応や必要な投資が不十分だったと言わざるを得ません。

一方で、近年は歳入が堅調に推移し、財政の健全性も保たれています。

財政に余力のある今こそ、将来への投資や改革を進めるべきであり、先送りは将来への負担増に繋がります。

だからこそ、DXによる業務効率化や既存事業の見直しなど、不断の行財政改革を進めつつ、子供への投資、人材育成健康作りや予防施策など、区の未来を支える施策には、積極的に財源を投じるべきと考えます。

そこで伺います。

区は、今後の財政見通しをどのように分析しているのか。

また、持続可能な財政基盤を確保しつつ、将来への投資を重視する攻めの区政運営を推進していくべきと考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長衆議院のご質問にお答えを順次指定をいきます。

医療的ケアお子様たち、また重症心身障害者の成人期、親亡き後まで見据えた支援のあり方ということについてでございます。

区では区はこれまで医療的ケア相談支援センター日向を中心に医療福祉教育の関係機関と連携しながら、医療的ケア児者とそのご家族への支援の充実に取り組んできました。

またこのたび現場を見ていただき、ご意見も添えていただいたということで大変心強く受け止めております。

現在策定中の次期せたがやインクルージョンプランでは、医療的ケア児者の支援を重点取

り組みの一つとしております。

今後、医療的ケア児支援法の改正趣旨を踏まえ、18歳の壁の解消に向け、当事者のニーズを的確に把握しながら、医療的ケア児や重症心身障害児の成人期を迎えても切れ目ない支援、居場所の確保や、親亡き英語見据えた支援などを更なる取り組みをまとめてまいります。昨年知的障害児の18歳以降の居場所として区内で運営されているしかしながら保護者そして法人の持ち出しで何とか赤字運営をしているという施設に対して、世田谷区としてもこれまでも支援をしてきたわけですが今回東京都が新たに支援制度を構築してくれたことで運営が極めて楽になったというようなお声もいただいています。

引き続き、医療的ケア児者や重症心身障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように当社のライフステージ全体を見据えた総合的な支援体制の拡充を勤めて拡充に努めてまいります。

次にスポーツについてでございます場の整備についてお尋ねをいただきました。

今回お示しした大蔵運動公園、大蔵第2運動公園再整備ビジョン素案では、令和13年度に築65年を迎える総合運動場体育館の躯体について、構造上の健全性に問題がないという。長寿命化調査の結果を踏まえまして、改築ではなくて、リノベーション等により引き続き使用の方針としたところであります。

具体的なリノベーション等の内容は基本構想の策定に向けて検討を進めてまいります但し体育館が建築された昭和41年当時には困難だった整備内容もこんにちでは技術革新により実現が可能となっていますこうした現代の最新技術を取り入れながら新たな総合運動場のカードとして多くの区民に親しまれていく。

体感となるように機能充実に図ってまいります。

例えば体育館のフロアを全面的にリニューアルしてフロア面積を広げることや、この他にも公式行事を行うには少し狭陸上競技場のフィールドを再整備してプロチームを利用できるようにすることなどもお考えています。

また、現在神尾が若生公園拡張事業者における多目的体育館整備を始めとしたスポーツ環境の充実や和彫り給水場上部利用など新たなスポーツの場の整備に向けた事業についても着手しておりますので区民の健康地域の底力を活力を支えるスポーツの場の拡充を引き続き着実に進めてまいります。

次に交通問題、デマンド交通などの今後の展開戦略についてでございます。

地域公共交通は住民の日常生活を支える重要な社会インフラであり公共交通不便地域対策と既存公共交通の維持は両輪で進める必要があると考えております。

公共交通不便地域対策として本年4月に本格運行に移行した砦デマンド交通は、福祉や地域活性化等の有効性を検証して参ります。

また、他地域展開では地域の機運醸成と主体性を大切にしながら、地域における移動ニーズ等を把握し、既存公共交通の持続性に配慮しながら検討してまいります。

合わせて既存公共交通の維持の課題については今年度から民間バス事業者への支援を開始

しており、引き続き各事業者との連携を進めてまいります。

今後も多様な交通手段を組み合わせながら区民の移動手段の確保と利便性の向上に取り組み、誰もが安心して移動できる自衛上困難持続可能な地域公共交通の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

そして次に、攻めの区政運営についてお尋ねをいただきました。

歳入の根幹となる特別区税や特別区交付金はふるさと納税による減収の他中東情勢による経済動向東京都狙い撃ちにした AJ 改正でこれは開発ですが、による影響も御懸念をされておりまして、歳入見通しは予断を許さない状況と考えております。

歳出では、令和 11 年度以降、区立学校の年 3 校改築や上用賀公園拡張事業などを公共施設整備費の増により、財政運営は厳しさを増していくため、義務教育施設整備基金を積みますなど将来の財政需要に備えているところでございます。

ご指摘の持続可能な財政基盤を構築していくために区民の定住に基づく安定した税収と行財政改革に基づく財源の確保が必要だと考えております。

一方で基本計画で示す目指すべき世田谷の姿に向けて必要な将来投資については、子育て教育環境の充実など、区の魅力を前面に押し出すような御指摘の生命の姿勢を持ちつつ、メリハリある予算編成に取り組んでまいらないと考えております。

中村副区長私から 2 点ご答弁いたします。

まず、将来の区政を担う人材確保についてです。

ご提案ありました。

子供の頃から、区役所の仕事に関心を持つ機会を奏せ創出するという視点は将来の職員採用にとどまらず、区政への参加と協働を進める上でも大変意義のあるものと受け止めております。

現在区では、小学生の庁舎見学、中学生の職場体験、高校生や大学生のインターンシップなど、各世代に応じた機会を設けております。

今後はまちづくりセンターなど、地域に身近な職場とも連携し、子供が地域への御関心や愛着を深め、地域を支える仕事をし、そのやりがいを感じられる機会について検討いたします。

職員は、区の財産であるという認識に立ち、子供たちが地域のために働くこと、そして世田谷区で働くことを将来の選択肢の一つとして思い描くことができるような取り組みを通じ、将来の世代育成を担う人材の裾野を広げてまいります。

次に、子育ての選択肢の公平性についてご答弁いたします。

区は全ての子育て家庭が妊娠期から孤立することなく、身近な地域で多様な人や支援に繋がりながら安心して子育てができる環境を整備することが大切であると認識をしております。

これまでも全ての子育て家庭が妊娠期から出産後の生活のイメージを持ち、各自が望む子育てスタイルを選択できるよう、ネブラチームによる寄り添い伴走支援の実施、お出かけひ

ろばや産後ケア等の地域資源の充実世田谷 01 小曾田照屋地域子育て支援コーディネーターの相談支援官民連携した地域交流事業等を通じ、地域資源に繋がる仕組みを整えてまいりました。

今年度から無償化しました。

理由を問わない一時預かり事業の利便性の向上やこの 10 月からは、ファミリーサポートセンター事業の利用料の無償化を図るなど、在宅子育て家庭への支援を充実させ、今後とも、子育て家庭の選択に資する取り組みを強化してまいります。

以上です。

清水副区長私からは 3 点ご答弁申し上げます。

まず、建設業を始めとする地域密着型産業の人材育成についてです。

区の産業基礎調査では、建設や医療、福祉事業者の人手不足を示す結果が出ており、こうした区民や地域を直接支える事業者の適切な人材確保と育成は、事業活動の促進のみならず、区民生活の向上に寄与するものと認識しています。

区では、区内事業者の人材確保や定着を目的とした人材マッチング事業の他、建設業の人材育成に向けた資格取得補助、介護事業者へのスポットワーク利用補助など人材に着目した施策を進めております。

また、産業フェスタでの子供向け体験や区内の都立高校における体験を交えた建設業魅力発信事業の実施など、若者に対して、建設業が地域で果たす役割や、誇りとやりがいを伝える取り組みも行っています。

今後も、区内で働くという職住近接のメリットや地域貢献の魅力等を発信しながら、各施策を着実に進め、事業者の安定した活動に繋げてまいります。

続きまして、せたがや Pay についてです。

せたがや Pay は、中小個店支援など、地域経済の活性化や物価高対策など、区民生活を支える重要な基盤となり、地元の愛着のあるお店の応援ツールとしても着実に定着しつつあります。

一方、今回のポイント付与事案により運営体制やシステム管理上の課題が判明し、区としても重く受けとめております。

今後、運営主体である商店街振興組合連合会からの支援要望や検証委員会の最終報告を踏まえ、第三者によるシステム監査やセキュリティ監視、外部専門人材の活用など再発防止に向けた運営改善を進めてまいります。

また、外部有識者や区も参画する運営改善検討会商店街振興組合連合会に設置し、委託事業者との契約内容の検証を含め、事業運営の改善強化を図ってまいります。

ご指摘の現行ベンダーとの契約は導入系導入から 6 年目を迎えており事業者の再選定なども含めて検討を進め、安全性、安定性、持続可能性を備えた。

利便性が高く、区民の皆様にも親しまれる地域通貨の運営に取り組んでまいります。

続きまして、野鳥への求人についてです。

区では、世田谷区環境美化等に関する条例に基づき、9人による迷惑行為に対し、普及啓発や改善依頼等により対応してまいりましたが、長期間にわたり周辺住民の生活環境への影響が続いている事案もあることから、対応強化に向け、条例改正の検討を進めたところでございます。

条例改正につきましては、9人による迷惑行為を禁止行為として位置づけるとともに、立ち入り調査から始まり、指導勧告命令等の行政処分を適用する仕組みとともに、それらに従わない場合の公表や罰金等の規定も検討し、実効性のある条例としていきたいと考えております。

また、条例改正後の周知や継続的な指導と具体的な運用も併せて検討し具体的な成果が出るよう取り組んでまいります。

以上でございます。

知久教育長私からは、いじめ対策に関する条例を制定する意義と目指すいじめ対応の方向性についてお答えいたします。

国のいじめ防止対策推進法は子供の命に関わる深刻ないじめ事案を背景に設定されたものであります。

その法の趣旨を深く胸に刻み、いじめによる子供の命、心身または財産に重大な被害が生じることを決して許さず。

被害を受けた子供の権利回復を最優先に対応してまいります。

これは、本条例の揺るぎない土台であります。

一方で、法の施行から10年余りが経過する中、子供を取り巻く環境やいじめの形、そのとらえ方も変化してまいりました。

こども基本法やせたがや子供の権利条例を踏まえ、子供の権利の主体として尊重し、その声に耳を傾け、最善の利益を第1に考えることが、こんにちのいじめ対策には、可決であります。

本条例では、1人1人の学びと育ちを支える考え方を明確に位置づけております。

また、被害と加害の立場が入れ替わる場合や、配慮が必要な子供が変わるなど単純な2項対立では捉えきれない事案も顕在化しております。

本条例ではこうした腹圧試合複雑事案を位置づけ、重大事態に至る前の段階から専門職や関係機関と連携し、支援に繋げてまいります。

本条例は、いじめ防止対策推進法を基礎としながら、この10年余りの社会の変化や新たな知見を取り入れた条例を目指すものであります。

世田谷区は全国に先駆けて新たないじめ対策のモデルを示せる条例となるよう全力で取り組んでまいります。

私からは以上です。

五十嵐経済産業部長私から2点ご答弁申し上げます。建設業を始めとする屋外労働者の熱中症対策への更なる支援についてでございます。

災害級の猛暑というフレーズは定着しつつある中労働者の安全確保と事業者の円滑な事業実施に向けお話の消滅対策は喫緊の課題であると認識しております。

特に建設業等の屋外で働く方への影響は深刻であり区としても公共工事における柔軟な工期の設定や適切な経費の積算。

建設事業者に対する暑熱対策物品の購入補助などにより対策を実施しているところでございます。

ご指摘の支援の充実に向けましては引き続き事業者のニーズを確認しながら議員お話しの内容を踏まえて建設業に対する署名対策補助の対象拡大の検討を進め事業者の対策を後押しすることで、安全な事業活動の促進に努めてまいります。

次に地元農家による食育事業等に係る適切な費用負担等についてです。

区では、世田谷書き園芸組合の農業者の協力のもと平成 11 年度より、区立小学校において花栽培指導を実施しております令和 7 年度実績としては延べ 26 校 3093 名の児童に対し、花農家さんにより指導いただきました経費につきましては花苗や資材は実施校の負担、市道の会の講師謝礼は、経済産業部が予算化しております。

今後、世田谷の特色である都市農業を生かした花育や食育の更なる充実を目指し出前授業等についての実情を農業者にお聞きし将来にわたって持続可能な種と持続可能な仕組みを作り、子供たちの掛け替えのない学びの時間を確保していけるよう教育委員会、農業団体、JA と費用負担や役割分担等について整理してまいります。

以上でございます。

大和保健福祉政策部長私からは 2 点ご答弁いたします。

最初に、地域医療の担い手である看護職の確保策についてです。

区では、地域医療を支える看護職の確保育成に向け、世田谷区福祉人材育成研修センターを中心に取り組みを進めております。

研修センターでは、看護職の就労支援として、看護師や看護学生に加え、看護師を目指す方も対象として、訪問看護のお仕事セミナーや訪問看護の職場体験を実施しております。

また、子供たちに福祉の仕事の魅力を伝えることを目的とした夏休み、福祉体験を実施し、令和 8 年度は 363 人の小学生から高校生の自動生成、生徒にご参加いただきました。

参加者からは、将来の夢に介護現場で働くことが加わったなどの声が寄せられております。こうした取り組みは次世代を担う人材の育成に繋がる期待も高いことから、看護職体験の場についても検討を行い、地域医療を支える人材の育成に取り組んでまいります。

また、介護プライドという看護職を含めた介護現場で働く人々のポートレートとメッセージを届けていく企画にも協力を得て、子供たちの理解を広げたいと考えております。

次に、健診結果やレセプトデータ等の分析と生活習慣病の予防および重症化予防への活用についてです。

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病は、国民健康保険のレセプトデータ等からも 40 代 50 代頃からリスクが高まる傾向が見られ、生涯にわたり健康維持していくためには早期から

健康状態を把握し、生活習慣の改善に繋げていくことが重要であると認識しております。区では、健診結果やレセプトデータ等を活用し、疾病構造や医療費の分析を行い、分析結果を踏まえ、リスクの高い方を抽出し、該当者 1 人 1 人の状況に応じた個別の保健指導に加え、糖尿病の重症化を課題として予防プログラムを実施するなど、生活習慣病や重症化の予防に取り組んでおります。

今後も第 3 期データヘルス計画に基づき、検診受診率などを指標として、受診勧奨の効果検証を行うなど、データ分析を重ねながら、生活習慣病予防および重症化予防の取り組みを一層充実してまいります。

私からは以上です。

池田清掃事業再編担当参事は私からは 2 点発清掃リサイクル事業者の事業運営の安定確保についてでございます。

清掃リサイクル事業全体において人手不足が大きな課題となる中、区では、人員確保に向け、労務費やエネルギーコスト等の上昇分について、適切な価格転嫁を図るよう努めており、作業員の処遇の改善や適切な設備投資など、安定的な事業運営に資する適切な契約の確保に取り組んでいるところでございます。

また、ベテラン作業員やの知識、ノウハウの継承という課題に対応するため、集積所の場所の把握や収集ルート効率化などをサポートする運行支援システムの導入に向けた取り組みを区としても支援しているところでございます。

同時に、子供の頃からの普及啓発などを通して、ゴミの適切な分別、資源のリサイクルに対する区民の理解を深め、清掃リサイクル事業者が将来にわたり安心してまたやりがいを持って事業を継続していただけるよう環境作りに取り組んでまいります。

次に在宅医療に使用される注射針の回収への支援についてでございます。

廃棄物の処理に関しては、製造業者や販売事業者が一定の役割を担う。

拡大生産者責任という考え方があり、在宅医療で用いた使用済み注射針については、集積場利用者や作業員の安全確保などの観点から販売する薬剤師会に購入者からの回収と処理を担っていただいております。

区においても、在宅医療患者が増える中、使用済み注射針が安全かつ適正に回収処理されるよう薬局が購入者に提供する回収容器の購入費用の補助を実施しており、今後も適切に実施してまいりたいと考えております。

通常の形では処理が困難な在宅医療廃棄物の適正な処理については環境省や東京都において、引き続き検討や協議が必要であるとしており、引き続き、国や都の動きを注視しつつ、保健福祉政策部とも情報共有しながら処理費用に関する支援のあり方についても検討を重ねてまいります。

以上でございます。

中西生活文化政策部長私からは 3 点お答えしますまず子育て支援と多世代で支え合う地域作りについて 2 点お答えいたします。

多世代の居場所が住民同士の繋がり地域活動への参加促進、孤立予防に新しい役割をどのように認識しているかというご質問を頂戴しました。

昨今高齢者だけでなく、様々な世代において社会的孤立や居場所の創出が課題となっております。

様々な世代が交流し支え合う場や機会を作ることはその解決に有効であると認識しております。

例えば高齢者の居場所におきまして、子育て中の母親が不安不安を漏らした際に、高齢者の経験や知識がその解消に繋がった事例や健康麻雀で初心者到手ほどきをしたり、参加者同士で音楽グループを立ち上げて地域の催しへの出演を目指したりといった具体的な成果も見られています。

高齢者の居場所作りを多世代交流を軸に進めることにより、社会参加のきっかけを作り、住民同士の結びつきを広げた会社、助け合う環境を育み、孤立の予防に繋げることができると認識しています。

次に分福寺町のような好事例を広げていくため、どのように取り組んでいくのかとご質問を頂戴しました。

区では現在居場所作り事業として世田谷北沢均トヨタから瀬山の 4 地域でモデル事業を実施しており、本年 10 月に玉川地域の特別養護老人ホーム上岡の家に置いて事業を開始しますと、各地域における居場所のモデルが出揃うことになります。

モデル事業で得られた運営ノウハウや実践事例の共有を通じて活動人材の育成や運営力の向上に取り組んでいきます。

また、活動場所の確保や地域団体等による運営は引き続き高齢者社会参加促進支援補助金等により支援いたします。

引き続き居場所作りの取り組みを地域に広げるため、社会福祉法人や NPO、民間事業者など多様な主体との連携を図りながら、活動の担い手や活動の場の拡充に繋がる検討も進めてまいります。

次に本庁舎整備につきまして、新しい本庁舎を活用して区民にどのような価値を還元していくのか、広場やテラス区民交流スペース屋上庭園などをどのように活用していくのかという質問を頂戴しました。

区民利用交流拠点施設は誰もが気軽に立ち寄れて参加できる開かれた施設であり、様々な活動が同じ空間で行われることで出合いや交流を生み出し協働へ発展することを目指しています。

そのため予約やなくとも、今日こんなことをしたいという人たちが羽を共有し、活動することを基本に運営いたします。

一方マルシェ音楽、子供向けのワークショップなどの催しを実施し、区民が気軽に区役所を訪れたくなる価値を作ることも重要です。

訪れたくなる価値と首による開かれた活動の融合によって、最終的に人々の交流と協働に

繋げていく場の設計を進めています。

11 月に実施するオープニングイベント機関では、区民に新たな庁舎に立ち寄ってみたいと思っただけの価値作りと広場や交流スペースなどの活用方法の見本となるような取り組みをお見せして、その後も首が訪れ様々な活動が展開される呼び水となるように努めてまいります。

以上でございます。

山田学校教育部長はい私からは、いじめ対策と食育事業につきまして順次ご答弁いたします。

まず、いじめ対策の条例の実効性担保に向けた体制整備についてです。

条例を実効性のあるものとするためには、事案発生後の対応だけでなく、重大ないじめが起きにくい学校運営でいじめの予防的な取り組みを充実していくことが重要であると認識しております。

具体的な取り組みとして、各校と連携し、子供向けプログラムや保護者への啓発を行い、理念の浸透を目指してまいります。

また、学校現場がいじめの対応を抱え込むことがないよう、組織的な対応作りや学校いじめ防止基本方針の運営支援に取り組んでまいります。

さらに、いじめにより傷ついた子供への支援については心理士等の専門家を初め、スクールソーシャルワーカーや、せたホットなど福祉部門との連携を強化し、1 人 1 人の状況に応じた切れ目のない支援に繋げるとともに、区内事例の分析や再発防止策の検証 1000、先進事例の研究等を通じて、施策の改善を図ってまいります。

あわせて、被害児童生徒が安心して学校で過ごせることが過ごすことができる環境の確保を最優先としつつ、被害加害双方の教育を受ける権利に配慮し、加害児童生徒への適切な指導や支援のあり方について、条例への反映も含めて検討を進めてまいります。

次に、地元のかによる食育事業について、持続可能な仕組みへと転換すべきについてでございます。

世田谷区内のいくつかの学校では、地域の農業者などに協力をいただき、お米や野菜作り、園芸などについて体験的に学ぶ活動が行われています。

AI の発展やタブレット端末を活用した学習が広がる中、自然と直接触れ合い、教員以外の人と関わりを通じて学ぶ活動は、児童の感性を豊かに育む貴重な学習機会となっております。

議員ご指摘の通り、ご協力者の中には、種苗などの学習に必要な物品の提供や農具等の対応を担っていただいている方がおり、その負担のあり方が課題となっております。

また、謝礼に関する基準がないため、学校ごとに謝礼の支払いの有無や額が異なっている状況があることを確認いたしました。

今後、こうした取り組みを継続的かつ安定的に実施できるよう、経済産業部と連携しながら、協力者への支援や謝礼に関する考え方、物品等の提供に係る負担の軽減に向けた仕組み作

りなどについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長　そっからは健康施策保健所があの所管しております部分についてお答えを申し上げます。区民1人1人が生涯にわたり健やかで自分らしく暮らし続けるためには、ライフステージに応じた主体的健康的な健康作りの推進が重要です。

そのため、国保データベースや協会けんぽ東京支部の健診データ等を活用して、区民の健康状態を把握するとともに、その結果や傾向分析をデータで見る世田谷の健康としてまとめ普及啓発や生活習慣病の重症化予防等の取り組みに活用しております。

特に健康疑いプラン第3次においては若年層など、健康に無関心な方であっても、自然に健康に繋がる繋がる選択ができる環境作りをリーディングプロジェクトに位置づけて重点的に取り組んでいます。

今年度実施するプランの中間評価では、保健医療関係団体や区民代表等から構成する健康作り推進委員会等において、ともに検証し、ご指摘の健康無関心層へのアプローチを含む。健康増進施策の充実強化を図ってまいります。

私からは以上です。

杉中障害福祉部長、私からは、医療的ケア児の笑顔を支える基金の更なる活用についてご答弁いたします。

区では、医療的ケア児支援の取り組みを推進するため、令和3年度に医療的ケア児の笑顔を支える基金を創設し、令和7年度末の時点で合計約1億3000万円の多額のご寄付をいただいております。

これまで基金は、医療的ケア児と兄弟にキャンプを苦労や非常用ポータブル電源等の配布事業に活用してまいりました。

また、今年度から医療的ケア児施設の開設補助についても新たに対象としたところです。

今後、医療的ケア児支援法の改正趣旨を踏まえ、当基金について、医療的ケア児や重症心身障害児の成人期も見据え、その家族も含め、将来にわたり安心して地域で暮らし続けられるよう、更なる有効活用策について検討してまいります。

以上です。

渡辺スポーツ推進部長　私からは多様なスポーツの普及啓発についてご答弁申し上げます。

スポーツ振興財団では、子供から高齢者、障害者、外国人まで幅広い区民を対象に教室や大会などの事業を展開しており、各地域のスポーツフェスタや区民まつり区民スポーツまつり等のイベントにおいては、各種バラスポーツを始め、モルックやピククルボールなど、最近話題となっている。

新しいスポーツの体験会を開催するなどなど、様々なスポーツに触れる機会を創出しており、各競技団体ごとにニトリましても下津の服種目の普及や会員、会員獲得の場となっていると考えてございます。

またスポーツ振興財団に加盟している種目別の賛助会員は現在49団体あり、財団のホーム

ページや広報誌による紹介の他、区民スポーツ大会や初心者向けの教室を開催するなど、区民に多様なスポーツ参加の機会を提供してございます。

今後も賛助会員とのネットワークを有するスポーツ振興財団と連携しながら、多様なスポーツの情報発信と誰もが気化器ら気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組んでまいります。以上でございます。

高野庁舎整備担当部長私からは本庁舎等整備について 4 点ご答弁いたします初めにこれまで長期にわたり区民に負担をお願いしてきたことへの受け止めと 3 期工事について遅延させることなく確実に完了させることへの決意や覚悟についてです。

本庁舎等整備におきましては令和 5 年 5 月の工事施工者から大幅な工事の遅延の申し出を受けて以来工事の進捗について近隣の皆様を初め区民の皆様にご心配やご迷惑をおかけしてきたことを大変重く受け止めております。

本庁舎等につきましては 9 月 18 日に 2 期工事を竣工し、区民が行政サービスを受けるだけでなく日常の中で自然に立ち寄り集い親しまれていく場所へ変わろうとしており 3 期工事については遅れることなく期待にしっかり応えていく。

ことが使命と認識しております。

本年 11 月には 3 期工事に着手し、近隣の皆様を初め、区民の皆様にご負担をおかけいたしますが安全を第 1 に品質確保に万全を期しながら工事の進行管理を真摯に行い、着実に推進するよう強い覚悟で取り組んでまいります。

次に 2 期竣工後の来庁者や施設利用者の増加をどう見込んでいるのかと 2 期工事 3 期工事竣工後の駐輪場の収容台数の確保についての 2 点について一括してお答えをいたします。

本庁舎につきましては区民交流スペースや広場、カフェレストランの順次開設を予定しており会長時や開庁時以外の夜間や休日等についても人々が立ち寄り、鉄道など交流が活発に行われ、利用者が増加すると想定しております。

そのため駐輪場につきましては、基本構想当時旧庁舎における駐輪台数約 230 台に対し新潮社は約 300 台を計画しており利用者の増加を見据えた整備を進めております。

また 2 期工事では西塔に 25 台、東と北側に 95 台の計 120 台分の駐輪場を整備するとともに 90 台程度を 3 期工事期間の暫定駐輪場として確保いたします。

さらに状況に応じて臨時駐輪場を設けるなど利用者がアクセスしやすい交通環境を整えてまいります。

最後に産生系完成までの間の来庁者用駐車場が十分な計画となっているのか区民の利用促進と交通環境の整備についてどのように考えているのかについてお答えをいたします。

来庁者用駐車場は現在約 40 台に対し 3 期工事中、約 60 台収容が可能となる。

東と地下 1 階の公用車用駐車場を暫定利用する予定です。

またこれまでの駐車場と同様に会長時のみの開設を予定していましたが区民交流スペースや広場、レストラン等のオープンに伴う駐車場需要の拡大を見据え夜間や休日等における運用について検討を進めております。

さらに駐車スペースの適切な敵へ提供を目的として窓口利用者等以外の一般利用者の有料化と窓口利用者等への割引券の配布などについて検討し準備が整った段階に応じて駐車場の運用を切り替える予定です。

引き続き本庁舎の区民利用促進に向けて駐車場および駐輪場の拡充を図るとともに公共交通機関利用者へのわかりやすい案内や場末の整備などをよりよい交通環境の整備推進に取り組んでまいります。

以上です。

白沢議員 2 点再質問します。

まず、大倉の体育館について伺います。

区長は改築だけ改築ではなく、リノベーションとすると、お決めたこととの答弁がありました。

ただ私もこの大倉の再生ビジョン素案を確認しました。

体育館をリノベーションとした理由は、おそらく経費の観点からだと思いますが、事業費、事業費については、素案に記載はありませんでした。

区長が早々にリノベーションを選択した理由がわかりません。

そもそも事業費が大きくなることが予想される。

この事業においては、トップである。

保坂区長自らが本気になれば積極的に進むことを推進することはできません。

かつて熊本区長がスポーツの世田谷を掲げて進めたように、私はスポーツの拠点となる。

この大倉の体育館は、改築して、抜本的に機能を充実させ、93 万年前に見合うものにすべきと考えています。

また、今後 PFI など、民間提案を想定するのであれば、体育館をリノベーションとすると打ち出してしまったら、大幅に提案の内容を狭めるどころか、事業者の手が上がらない結果になってしまうかもしれません。

逆に民間の協力を得ることができれば改築でも事業費を抑えられる可能性も考えられます。

この段階で、イノベーションに決めるべきではありません。

区長の責任ある答弁を求めます。

次に、地域公共交通についてです。

区長からは、砦のデマンド交通について、福祉や地域活性化等の有効性を検証して進めてまいりますとの答弁がありましたが、まずは、その検証結果はどのようなものでそれを他地域展開にどのように生かしていくおつもりなのか伺います。

また、公共交通不便地域対策と既存公共交通の維持は両輪で進める必要があるとの答弁でしたが、この二つは地域の中で矛盾することも考えられます。

既存の公共交通、国庫公共交通を弱体化させてしまう可能性もあるからです。

また、先ほども述べましたが、継続的に多額の費用を要する事業であることから、他自治体例では、持続可能性の観点から補助の上限を設けている例もあります。

成果が得られない場合には、事業のあり方を見直す撤退する必要も出てくる可能性もあると思いますが区長は、本事業の引き際についてどのように考えているのか伺います。

保坂区長穴戸議員の再質問についてお答えをいたしますまず大倉の体育館リノベーションについてのご意見をいただきました。

公共施設等総合管理計画では概ね 65 年の築年数および各施設の状況を踏まえて計画的に更新していくことにしております。

令和 13 年度に築 65 年を迎える総合運動場体育館はその対象に成っていました。

長寿命化調査を実施をいたしました結果、建物は非常に良い状態で長寿命化が可能という診断でした。

通常、公共施設等総合管理計画では、長寿命化が可能な建物は、必要に応じて使用期間を 30 年程度延伸する長寿命化改修を行うこととしておりますが、本体間はその改修を行わなくても、中長期保全改修を行いながら使用可能な状態であるということです。

そのため改築ではなくリノベーション等により機能を拡充し、引き続き使用していくということを政策決定したものでございます。

再整備再整備ビジョン草案については、体育館以外の施設についてもそれぞれの施設の課題を踏まえて再整備していくこととしておりまして今後は議会のご意見も伺いながら、大蔵運動公園、大蔵第 2 運動公園全体の再整備に関する基本構想をまとめこの中で、事業費についてもお示しをして参ります。

先ほど答弁した通り、新たな拠点スポーツ施設として、神山公園拡張事業の中に国民体育大会が行われる行える規模の新たな体育館も整備していくこととしておりまして、和田堀給水場を上部利用などを含めて 93 万区民のスポーツ環境の整備について着実に進めてまいります。

次に、持続可能な地域交通公共交通というテーマでご質問いただきました。

エキュートデマンド交通につきましては実証運行時の評価分析において、移動手段にとどまらず、外出機会の増加や送迎負担の軽減など多様な効果が得られているということを確認いたしましたして本格運行に移行しています。

その本格運行へ移行した後も、利用状況や採算性の他、福祉健康面や地域の活性化などの視点から、目標水準を設定しており、分析評価を継続して実施していきます。

また、今後のを他地域展開においては砧モデル地区での経験を踏まえ策定した世田谷区コミュニティ交通導入ガイドラインに基づき、地域協議会と協議の上、各地域の状況において目標水準を設定し、事業の有効性持続可能性を評価検証してまいりたいと考えております。また既存の交通との関係についてでございますが新たなコミュニティ交通については、継続的な公費負担を伴うことから、各地域の実情や検証結果を十分考慮し、利用者ニーズと便益また、健康や福祉面における健康コミュニティの力の向上にもらんで、事業効果を高めるため改善を継続して行ってまいります。

その上で、大体手段等も含めた持続可能なコミュニティ交通のあり方については適切に判

断し、公共交通不便地域の解消に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

岸田三郎議員攻めの区政運営ということで、様々質問してまいりました。

保坂区長の区政運営は一貫バランスが良いかに見えますが、我々が重視する持続可能な区政運営や将来への投資という視点からすると、疑問を感じざるを得ません。

今後も引き続き、再考を求めています。

やはりこうした状況を見ると、保坂楠さ、保坂区長の区政運営には未来が見えませんが多選への小少弊害が生じているのではないかと心配になります。

早々に 5 期目を目指すとの表明がありましたがこれこそ見直しをお考えいただきたいとこのことを申し述べて、自由民主党を代表しての質問を終わります。

以上で穴戸三郎議員の質問は終わりました。

これで本日の代表質問は終了いたします。

もちまして、本日の日程は終了いたしました。

なお、妙 16 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。